

F T T H サービス契約約款

平成 2 9 年 8 月 2 9 日

K D D I 株式会社

目 次

第1章 総則	7
第1条 約款の適用	7
第2条 約款の変更	7
第3条 用語の定義	7
第4条 外国における取扱制限	10
第2章 F T T Hサービスの種類	11
第5条 F T T Hサービスの種類	11
第3章 F T T Hサービスの提供区間等	12
第6条 F T T Hサービスの提供区間等	12
第4章 基本契約	13
第6条の2 契約の単位	13
第6条の3 共同基本契約	13
第6条の4 基本契約申込の方法	13
第6条の5 基本契約申込の承諾	13
第6条の6 F T T H接続回線の終端	13
第6条の7 F T T H接続回線の収容	14
第6条の8 基本契約者が行う基本契約の解除	14
第6条の9 破産等による基本契約の解除	14
第6条の10 当社が行う基本契約の解除	14
第6条の11 その他の提供条件	14
第5章 インターネット契約	15
第7条 インターネットサービスの品目	15
第8条 契約の単位	15
第9条 インターネット契約申込の方法	15
第10条 インターネット契約申込の承諾	15
第11条 削除	16
第12条 削除	16
第13条 F T T H接続回線の終端	16
第14条 F T T H接続回線の利用の一時中断	16
第15条 インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止	16
第16条 インターネット契約者が行うインターネット契約の解除	16

第 16 条の 2	インターネット契約者が行う初期契約解除	16
第 17 条	破産等によるインターネット契約の解除	17
第 18 条	当社が行うインターネット契約の解除	17
第 19 条	その他の提供条件	18
第 6 章	F T T H 電話契約	18
第 19 条の 2	契約の単位	19
第 20 条	F T T H 電話契約申込の方法	19
第 21 条	F T T H 電話契約申込の承諾	19
第 22 条	電気通信番号	20
第 23 条	電気通信番号の変更	20
第 24 条	F T T H 接続回線の利用の一時中断	21
第 24 条の 2	その他の提供条件	21
第 7 章	緊急通報用 F T T H 電話契約	22
第 25 条	緊急通報用 F T T H 電話サービスの提供	22
第 26 条	F T T H 接続回線の終端	22
第 27 条	その他の提供条件	22
第 7 章の 2	特別 F T T H 電話契約	23
第 27 条の 2	特別 F T T H 電話契約申込の方法	23
第 27 条の 3	特別 F T T H 電話契約の承諾	23
第 27 条の 4	特定事業者の契約約款による制約	23
第 27 条の 5	特定 F T T H 電話契約の解除等に伴う特別 F T T H 電話契約の取扱い	23
第 27 条の 6	電気通信番号	23
第 27 条の 7	電気通信番号の変更	23
第 27 条の 8	その他の提供条件	23
第 8 章	付加機能	25
第 28 条	付加機能の提供	25
第 28 条の 2	F T T H 接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い	25
第 9 章	利用中止等	26
第 29 条	F T T H サービスの利用中止	26
第 30 条	F T T H サービスの利用停止	26
第 31 条	F T T H サービスの接続休止	27
第 10 章	通信	28

第1節 通信の区別等	28
第32条 通信の区別等	28
第2節 通信利用の制限等	28
第33条 通信利用の制限等	28
第33条の2 同上	29
第34条 通信時間等の制限	29
第35条 非自動音声通信の種別及び接続の順位	29
第36条 通信時間の制限	30
第37条 音声通信の切断	30
第38条 非常事態が発生した場合等における利用の制限	30
第3節 音声通信の品質	30
第39条 音声通信の品質	30
第4節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約	30
第40条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約	30
第5節 通信時間の測定等	30
第41条 通信時間の測定等	30
第6節 発信電気通信番号等通知	31
第42条 発信電気通信番号等通知	31
第11章 料金等	32
第1節 料金及び工事に関する費用	32
第43条 料金及び工事に関する費用	32
第2節 料金等の支払義務	32
第44条 定額利用料の支払義務	32
第44条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	35
第45条 利用料の支払義務	35
第46条 手続きに関する料金及び工事費の支払義務	35

第3節	料金の計算方法等	35
第47条	料金の計算方法等	35
第4節	割増金及び延滞利息	36
第48条	割増金	36
第49条	延滞利息	36
第5節	他社接続通信の料金の取扱い	36
第50条	他社接続通信の料金の取扱い	36
第6節	協定事業者に係る債権の譲受等	36
第50条の2	協定事業者に係る債権の譲受等	36
第12章	最低利用期間	37
第50条の3	基本契約に係る最低利用期間	37
第51条	F T T Hサービスに係る最低利用期間	37
第13章	保守	38
第52条	基本契約者又は利用契約者の維持責任	38
第53条	基本契約者又は利用契約者の切分責任	38
第54条	修理又は復旧の順位	38
第14章	損害賠償	40
第55条	責任の制限	40
第56条	免責	40
第15章	雑則	42
第57条	削除	42
第58条	承諾の限界	42
第59条	利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務	42
第60条	利用上の制限	42
第61条	基本契約者又は利用契約者からのF T T H接続回線の設置場所の提供等	43
第62条	利用契約者の氏名等の通知	43
第63条	電話帳	43
第64条	電話番号案内	43
第65条	番号情報の提供	43

第 65 条の 2	相互接続番号案内	44
第 65 条の 3	相互接続番号案内料の支払義務	44
第 65 条の 4	協定事業者からの通知	44
第 66 条	基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用	44
第 67 条	協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	44
第 68 条	F T T Hサービスの技術資料の閲覧	45
第 69 条	提供条件書	45
第 70 条	法令に関する規定	45
第 71 条	閲覧	45
第 16 章	附帯サービス	46
第 72 条	附帯サービス	46
別記		47
料金表		56
通則		56
第 1	基本利用料	59
1	適用	59
2	料金額	74
第 2	付加機能利用料	87
1	適用	87
2	料金額	90
第 3	相互接続番号案内料	98
1	適用	98
2	料金額	98
第 4	手続きに関する料金及び工事費	99
1	適用	99
2	料金額	101
第 5	附帯サービスに関する料金等	104
第 6	ユニバーサルサービス料	107
1	適用	107
2	料金額	107
別表 1	削除	108
別表 2	外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等	109
別表 3	パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約	114
別表 4	番号規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者	115
別表 5	番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する電気通信番号に係る協定事業者	116

附則 117

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりF T T Hサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、F T T Hサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
F T T H網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
F T T Hサービス	当社のF T T H網を使用して行う電気通信サービス（これに付随して提供するサービスを含みます。）
F T T Hサービス取扱所	F T T Hサービスに関する業務を行う当社の事業所
基本契約	F T T Hサービスの提供を利用契約者（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤに係るものに限ります。）に受けさせるための契約
基本契約者	当社と基本契約を締結している者
利用契約	当社からF T T Hサービスの提供を受けるための契約
利用契約者	当社と利用契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業

	者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
F T T H接続回線	(1) F T T H網と基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線 (2) F T T H網と基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所との間に協定事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにF T T Hサービス取扱所に設置される交換設備
インターネット契約	当社からインターネットサービスの提供を受けるための利用契約
インターネット契約者	当社とインターネット契約を締結している者
F T T H電話契約	当社からF T T H電話サービスの提供を受けるための利用契約
F T T H電話契約者	当社とF T T H電話契約を締結している者
緊急通報用F T T H電話契約	当社から緊急通報用F T T H電話サービスの提供を受けるための利用契約
緊急通報用F T T H電話契約者	当社と緊急通報用F T T H電話契約を締結している者
ユーザコード	利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、1の引込線ごとに当社が利用契約に基づいてその利用契約者に割り当てるもの
モバイルアクセス回線	当社が別に定める契約に基づいて設置される電気通信回線
アクセスポイント	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第2(付加機能利用料)に定める特定の付加機能を提供するためにF T T Hサービス取扱所に設置する電気通信設備
ユーザID	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第2(付加機能利用料)に定める特定の付加機能を利用するために、利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が利用契約に基づいてその利用契約者に割り当てるもの (注) 特定の付加機能は、料金表第2(付加機能利用料)に定めるパケット通信アクセスサービス及びローミングサービスとします。
パスワード	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第2(付加機能利用料)に定める特定の付加機能を利用するために、利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、その利用契約者が当社に通知するもの (注) 特定の付加機能は、料金表第2(付加機能利用料)に定めるパケット通信アクセスサービス及びローミングサービスとします。
他社接続通信	相互接続点を介してF T T H網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信(ファクシミリ通信を含みます。)

請求者	当社が提供する F T T H 電話サービス、特別 F T T H 電話サービス又は緊急通報用 F T T H 電話サービスに係る音声通信を行う者
対話者	請求者が当社の提供する F T T H 電話サービス、特別 F T T H 電話サービス又は緊急通報用 F T T H 電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
起算日	当社が基本契約又は利用契約ごとに定める毎歴月の一定の日
料金月	1 の歴月の起算日から次の歴月の起算日の前日までの間
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	基本契約者又は利用契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	基本契約者又は利用契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
V D S L 装置	変復調装置及び帯域分離多重装置であって、高速の符号伝送を可能とするもの
集合 V D S L 装置	複数の引込線を収容する D S L 装置
V D S L 装置等	V D S L 装置及び集合 V D S L 装置
ONU 装置等	波長多重装置であって、F T T H 接続回線の終端に複数の引込線を収容するもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
特別 F T T H 電話契約	当社から特別 F T T H 電話サービスの提供を受けるための利用契約
特別 F T T H 電話契約者	当社と特別 F T T H 電話契約を締結している者
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
特定 F T T H 電話サービス	特定事業者の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービス
特定 F T T H 電話契約	特定事業者から特定 F T T H 電話サービスの提供を受けるための契約
特定 F T T H 電話契約者	特定事業者と特定 F T T H 電話契約を締結している者
携帯電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
P H S 事業者	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
T V 契約	当社の有料放送役務契約約款に規定する T V 契約
T V 契約者	当社の有料放送役務契約約款に規定する T V 契約者
T V サービス	当社の有料放送役務契約約款に規定する T V サービス

(外国における取扱制限)

第4条 FTTサービスの実行については、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 F T T Hサービスの種類

(F T T Hサービスの種類)

第5条 F T T Hサービスには、次の種類があります。

インターネットサービス	音声通信に係るもの以外の F T T Hサービス
F T T H電話サービス	音声通信に係るものであって、特別 F T T H電話サービス又は緊急通報用 F T T H電話サービス以外の F T T Hサービス
特別 F T T H電話サービス	専ら F T T H接続回線（特定 F T T H電話サービスの提供を受けるものに限ります。）からの音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）の発信のために提供する F T T Hサービス
緊急通報用 F T T H電話サービス	専ら F T T H接続回線からの音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）又は第 42 条（発信電気通信番号等通知）に定める発信電気通信番号等の通知の着信のために提供する F T T Hサービス
備考	F T T H電話契約者が T V契約者である場合、その F T T H電話契約者は、 F T T H電話サービスにおいて、 F T T H接続回線の終端と F T T Hサービス取扱所に設置するコンテンツ配信装置との間に限定して、符号又は影像の伝送交換を行うことができます。

第3章 F T T Hサービスの提供区間等

(F T T Hサービスの提供区間等)

第6条 当社のF T T Hサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所において、F T T Hサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 基本契約

(契約の単位)

第6条の2 当社は、1の申込みごとに1の基本契約を締結します。

(共同基本契約)

第6条の3 当社は、1の申込みについて基本契約者が2人以上となる基本契約（以下「共同基本契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合において、基本契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(基本契約申込の方法)

第6条の4 基本契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただきます。

(基本契約申込の承諾)

第6条の5 当社は、基本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その基本契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあった基本契約（タイプⅢ（コースⅠに限ります。）に限ります。）に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の戸数が100に満たないとき。

(2) 申込みのあった基本契約に係るF T T Hサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(3) 基本契約の申込みをした者が基本契約に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 基本契約の申込みをした者が当社が行う基本契約の解除を受けたことがあるとき。但し、基本契約（タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）が利用契約者の責めに帰すべき事由により解除された場合を除きます。

(5) 基本契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。

(6) そのF T T H接続回線と当社のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(7) 基本契約の申込みをした者が、F T T Hサービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

(8) 第59条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(9) その他F T T Hサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(F T T H接続回線の終端)

第6条の6 当社は、基本契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の基本契約者が指定した建物又は工作物において、当社又は協定

事業者の線路から原則として最短距離の地点をF T T H接続回線の終端とします。

2 前項の地点は、基本契約者との協議により当社が定めます。

(F T T H接続回線の収容)

第6条の7 F T T H接続回線(当社が設置するものに限り、以下この条において同じとします。)は、そのF T T H接続回線の終端のある場所に基づき当社が指定するF T T Hサービス取扱所に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、F T T H接続回線を収容するF T T Hサービス取扱所を変更することがあります。

(基本契約者が行う基本契約の解除)

第6条の8 基本契約者は、基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(破産等による基本契約の解除)

第6条の9 当社は、基本契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその基本契約を解除することがあります。

(当社が行う基本契約の解除)

第6条の10 当社は、第30条(F T T Hサービスの利用停止)の規定により利用停止をされたF T T Hサービスに係る基本契約者がなおその事実を解消しない場合又は基本契約に係る利用契約者の数が0となった場合は、その基本契約を解除することがあります。

2 当社は、基本契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、F T T Hサービスの利用停止をしないでその基本契約を解除することがあります。

3 前2項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その基本契約を解除することがあります。

(1) 基本契約者がF T T Hサービスに係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

(2) 基本契約者がその基本契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。

(3) F T T Hサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(4) そのF T T H接続回線と当社のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その契約内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(5) その他F T T Hサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は、前3項の規定により、その基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第6条の11 基本契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところにより、当社が別に定めます。

第5章 インターネット契約

(インターネットサービスの品目)

第7条 インターネットサービスには、料金表第1(基本利用料)に定める品目があります。

(契約の単位)

第8条 当社は、1のユーザコードごとに1のインターネット契約を締結します。この場合において、インターネット契約者は、1のインターネット契約につき1人に限ります。

(インターネット契約申込の方法)

第9条 インターネット契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただきます。

(インターネット契約申込の承諾)

第10条 当社は、インターネット契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット契約(タイプI(カテゴリーⅢに限ります。))に限ります。以下この項において同じとします。)申込者が当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信契約者(インターネット契約の申込みとともに、当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信契約の申込みがあった場合に、当社が当該インターネット契約の申込みと当該特定T V再送信契約の申込みの承諾を同時に行うときには、当該インターネット契約の申込みをする者を含みます。)でない場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しません。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあったインターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) インターネット契約の申込みをした者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) インターネット契約の申込みをした者がその申込みに係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内に居住していないとき。
 - (4) インターネット契約の申込みをした者が第30条(F T T Hサービスの利用停止)の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) インターネット契約の申込みをした者に係る基本契約者又は基本契約の申込みをした者の承諾がないとき。
 - (6) インターネット契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
 - (7) そのF T T H接続回線と当社のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (8) F T T H接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要

な場所の提供が受けられないとき。

- (9) インターネット契約の申込みをした者が、インターネットサービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
- (10) 第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (11) 申込みのあったインターネットサービス（タイプ I 又はタイプ V に限ります。）に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所が集合住宅（当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）であるとき。
- (12) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 11 条 削除

第 12 条 削除

（F T T H 接続回線の終端）

第 13 条 当社は、利用契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、当社又は協定事業者の線路から原則として最短距離の地点を F T T H 接続回線の終端とします。

- 2 前項の地点は、その F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住する利用契約者との協議により当社が定めます。

（F T T H 接続回線の利用の一時中断）

第 14 条 当社は、インターネット契約者（タイプ IV 及びタイプ V であって、当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、F T T H 接続回線の利用の一時中断（その F T T H 接続回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 15 条 インターネット契約者がインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（インターネット契約者が行うインターネット契約の解除）

第 16 条 インターネット契約者は、インターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただきます。

（インターネット契約者等が行う初期契約解除）

第 16 条の 2 インターネット契約者等（新たにインターネット契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又はインターネット契約の内容の変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求するインターネット契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第 26 条の 2 の第 1 項に基づき当社がインターネット契約者等に交付した書面（同条第 2 項の規定により提供するものを

含みます。)をいいます。以下この条において同じとします。)を受領した日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合において、インターネット契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、インターネット契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(破産等によるインターネット契約の解除)

第17条 当社は、インターネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのインターネット契約を解除することがあります。

(当社が行うインターネット契約の解除)

第18条 当社は、第30条(F T T Hサービスの利用停止)の規定によりインターネットサービスの利用停止をされたインターネット契約者がなおその事実を解消しない場合又はインターネット契約に係る基本契約の解除があった場合は、そのインターネット契約を解除することがあります。

- 2 当社は、インターネット契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネットサービスの利用停止をしないでそのインターネット契約を解除することがあります。
- 3 当社は、インターネット契約者(タイプI(カテゴリーⅢに限ります。))に限ります。)が当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信契約者でなくなった場合には、そのインターネット契約を解除します。
- 4 前3項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのインターネット契約を解除することがあります。
 - (1) インターネット契約者がインターネットサービスに係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (2) インターネット契約者がそのインターネットサービスの利用に係る住所(請求書の送付先の住所を除きます。)に居住していないと当社が認めたとき。
 - (3) インターネット契約者がそのインターネット契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - (4) F T T H接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられなくなったとき。
 - (5) インターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (6) そのF T T H接続回線と当社のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その契約内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (7) 当社並びに基本契約者及び利用契約者の責めによらない理由により、F T T H接続

回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え（そのF T T H接続回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行うことができないとき。

- （8） その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 当社は、前4項（前項第2号を除きます。）の規定により、そのインターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをインターネット契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第19条 F T T H接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 インターネット契約に係るその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第6章 F T T H電話契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1のユーザコードごとに1又は2のF T T H電話契約を締結します。この場合において、F T T H電話契約者は、1又は2のF T T H電話契約につき1人に限ります。

(注) 本条に定める「2のF T T H電話契約」とは、1の料金月において提供を受けることとなる異なる2のF T T H電話サービスに係る利用契約をいいます。

(F T T H電話契約申込の方法)

第20条 F T T H電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に申し出ていただきます。

(F T T H電話契約申込の承諾)

第21条 当社は、F T T H電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、F T T H電話契約（タイプI（カテゴリーⅢに限りません。）に限りません。以下この項において同じとします。）申込者が当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信契約者（F T T H電話契約の申込みとともに、当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信契約の申込みがあった場合に、当社が当該F T T H電話契約の申込みと当該特定T V再送信契約の申込みの承諾を同時に行うときには、当該F T T H電話契約の申込みをする者を含みます。）でない場合には、そのF T T H電話契約の申込みを承諾しません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのF T T H電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあったF T T H電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) F T T H電話契約の申込みをした者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) F T T H電話契約の申込みをした者がその申込みに係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。

(4) F T T H電話契約の申込みをした者が第30条（F T T Hサービスの利用停止）の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) F T T H電話契約の申込みをした者に係る基本契約者又は基本契約の申込みをした者の承諾がないとき。

(6) F T T H電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。

(7) そのF T T H接続回線と当社のF T T H網との相互接続に関し、そのF T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(8) F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内

において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられないとき。

- (9) F T T H電話契約の申込みをした者が、F T T H電話サービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (10) 第59条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (11) 申込みのあったF T T H電話サービス（タイプI又はタイプVに限ります。）に係るF T T H接続回線の終端の設置場所が集合住宅（当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）であるとき。
 - (12) その他F T T H電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、当社が別に定めるF T T H電話契約の申込みがあったときは、その申込みを承諾しません。

(注) 本条第4項の「当社が別に定めるF T T H電話契約の申込み」は、F T T H電話サービス（タイプI（カテゴリーⅢを除きます。）、タイプII（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅢに限ります。）又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅣ又はタイプVに限ります。）に係るF T T H電話契約の申込みであって、インターネット契約者以外からの申込み又は、1のユーザコードにおける2のF T T H電話契約の申込みであって、タイプII（カテゴリーⅠであってONU装置等を利用するもの又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅢ若しくはタイプⅣ（カテゴリーⅠであってONU装置等を利用するもの又はカテゴリーⅢに限ります。）に係る利用契約者からの申込みとします。

（電気通信番号）

- 第22条 F T T H電話サービスに係る電気通信番号は、1のF T T H電話契約ごとに、番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。
- 2 当社は、前項によるほか、料金表第1（基本利用料）に定めるところにより、番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を割り当てます。
 - 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、F T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。
 - 4 前項の規定により、F T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことをF T T H電話契約者に通知します。

（電気通信番号の変更）

第23条 F T T H電話契約者は、そのF T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更することができます。この場合、F T T H電話契約者は、当社所定の書面を契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に提出していただきます。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第54条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、そのF T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。

（F T T H接続回線の利用の一時中断）

第24条 当社は、F T T H電話契約者（タイプⅣ及びタイプVであって、当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、F T T H接続回線の利用の一時中断を行います。

(その他の提供条件)

第24条の2 F T T H接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。

2 当社は、F T T H電話契約者が当社に支払うべきF T T H電話サービス(料金表で定める外国との音声通信に係るもの及び特定衛星端末との音声通信に係るものに限り、以下本項において同じとします。)等の料金の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。)について、次のいずれかに該当する場合は、限度額(以下本条において「利用限度額」といいます。)を定めることがあります。

(1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

(2) F T T H電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

3 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社はF T T H電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、F T T H電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

5 当社は、第2項に定めるF T T H電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、F T T H電話契約者にF T T H電話サービス等の提供を行わないことがあります。

6 F T T H電話契約者は、第2項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第45条(利用料の支払い義務)第1項の規定の適用を免れるものではありません。

7 第2項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

8 F T T H接続回線の終端、F T T H電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、F T T H電話契約者が行うF T T H電話契約の解除、破産等によるF T T H電話契約の解除及び当社が行うF T T H電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

9 前8項に規定するほか、F T T H電話契約に係るその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

(注) 第4項に規定する当社が別に定める利用限度額は、5万円とします。

第7章 緊急通報用F T T H電話契約

(緊急通報用F T T H電話サービスの提供)

第25条 当社は、消防機関から請求があったときは、消防機関と協議し、その必要が認められ、かつ可能な範囲で緊急通報用F T T H電話サービスの提供を行います。

(F T T H接続回線の終端)

第26条 当社は、利用契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みません。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離の地点をF T T H接続回線の終端とします。

2 前項の地点は、利用契約者との協議により当社が定めます。

(その他の提供条件)

第27条 F T T H接続回線の收容、緊急通報用F T T H電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、緊急通報用F T T H電話契約者が行う緊急通報用F T T H電話契約の解除又は当社が行う緊急通報用F T T H電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、緊急通報用F T T H電話契約に係るその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第7章の2 特別F T T H電話契約

(特別F T T H電話契約申込の方法)

第27条の2 特別F T T H電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に申し出ていただきます。

2 前項の申込みを行った者は、当社が特別F T T H電話契約を締結するために必要な氏名、住所及び電話番号等を、特定事業者から通知を受けることを承認していただきます。

(特別F T T H電話契約の承諾)

第27条の3 当社は、特定F T T H電話契約の申込者から特別F T T H電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、特定F T T H電話契約の申込みについて特定事業者の承諾が得られないときは、その申込者からの特別F T T H電話契約の申込みを承諾しません。

(特定事業者の契約約款による制約)

第27条の4 特別F T T H電話契約者は、特定事業者のF T T Hサービス契約約款の定めるところにより、その特別F T T H電話契約のF T T H接続回線に係る特定F T T H電話サービスを利用することができない場合においては、特別F T T H電話サービスを利用することができないことがあります。

(特定F T T H電話契約の解除等に伴う特別F T T H電話契約の取扱い)

第27条の5 当社は、特定事業者との間で締結されている特定F T T H電話契約の解除があったときは、そのF T T H接続回線に係る特別F T T H電話契約を解除します。

(電気通信番号)

第27条の6 特別F T T H電話サービスに係る電気通信番号は、1の特別F T T H電話契約ごとに、番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。この場合において、特別F T T H電話契約者は、当社が特定事業者に電気通信番号を通知することを承認していただきます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特別F T T H電話に係る電気通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により、特別F T T H電話に係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを特別F T T H電話契約者に通知します。

(電気通信番号の変更)

第27条の7 特別F T T H電話契約者は、その特別F T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に提出していただきます。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第54条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、その特別F T T H電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

(その他の提供条件)

- 第 27 条の 8 F T T H 接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 契約の単位、F T T H 接続回線の終端、特別 F T T H 電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、特別 F T T H 電話契約者が行う特別 F T T H 電話契約の解除、破産等による特別 F T T H 電話契約の解除及び当社が行う特別 F T T H 電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。
 - 3 前 2 項に規定するほか、F T T H 電話契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第8章 付加機能

(付加機能の提供)

第28条 当社は、利用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した利用契約者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した利用契約者が第30条（F T T Hサービスの利用停止）の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した利用契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した利用契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、インターネットサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）のF T T H接続回線について、そのインターネット契約者又は基本契約者から請求があったものとみなして、おうちトラブルサポートサービスを提供します。
- 3 当社は、インターネットサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）のF T T H接続回線について、そのインターネット契約若しくは基本契約の解除又はプラン種別の変更があったときは、おうちトラブルサポートサービスを廃止します。
- 4 前項のほか、当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(F T T H接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第28条の2 当社は、F T T H接続回線の利用の一時中断があったときは、そのF T T H接続回線について、付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断を行います。

ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。

第9章 利用中止等

(F T T Hサービスの利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、F T T Hサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定のF T T H接続回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第33条（通信利用の制限等）及び第38条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - (5) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりF T T Hサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(F T T Hサービスの利用停止)

第30条 当社は、基本契約者又は利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのF T T Hサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったF T T Hサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのF T T Hサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第59条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、F T T H接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) F T T H接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をF T T H接続回線から取り外さなかったとき。
 - (5) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、F T T Hサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の基本契約又は利用契約を締結している基本契約者又は利用契約者が、そのいずれかの基本契約又は利用契約において、第59条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての基本契約又は利用契約に係るF T T Hサービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信契約を締結している利用契約者が、その特定TV再送信契約において、当社の特定TV再送信サービス契約約款の規定により利用停止となった場合は、6か月以内で当社が定める期間、その

F T T Hサービスの利用を停止することがあります。

4 当社は、前3項の規定によりF T T Hサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を基本契約者又は利用契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は第2項の規定によりF T T Hサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

5 利用契約者が送信した電子メール（料金表第2（付加機能）に規定する電子メールサービスを利用したものであって、当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その利用契約者の電子メールの転送を継続して行うことがF T T Hサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その利用契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（F T T Hサービスの接続休止）

第31条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、利用契約者がF T T Hサービスを全く利用することができなくなったときは、F T T Hサービスの接続休止（F T T Hサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのF T T Hサービスについて、基本契約者又は利用契約者から基本契約又は利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定によりF T T Hサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのF T T Hサービスに係る基本契約又は利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

第10章 通信

第1節 通信の区別等

(通信の区別等)

第32条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

区別	内容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される音声通信（ファクシミリ通信を除きます。）

2 非自動音声通信の種別は、第35条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第1（基本利用料）に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているF T T H接続回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記19に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社はモバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した通信について、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
- (1) 一定時間通信を行わないとき。
 - (2) その通信が一定時間を超えるとき。
 - (3) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行うとき。
- 5 当社は、基本契約者又は利用契約者が、F T T H接続回線を使用して、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のF T T Hサービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのF T T H接続回線に係る通信の帯域を制限することがあります。

第33条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（通信時間等の制限）

第34条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（非自動音声通信の種別及び接続の順位）

第35条 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種別	内容	接続の順位
非常音声通信	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第12号）第3条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号）第4条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であつて、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官	2

	(4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 6) 国際司法裁判所	
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

(通信時間の制限)

第 36 条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

(音声通信の切断)

第 37 条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第 38 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- (1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

第 3 節 音声通信の品質

(音声通信の品質)

第 39 条 音声通信の品質については、F T T Hサービスの利用形態等により変動する場合があります。

第 4 節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第 40 条 利用契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、F T T Hサービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はF T T Hサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、F T T Hサービスに係る通信を行うことはできません。

第 5 節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第 41 条 通信時間の測定等については、料金表第 1（基本利用料）に定めるところによります。

第6節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第42条 音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- (2) 料金表第2（付加機能利用料）に規定する特定の付加機能の提供を受けているF T T H接続回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。）

2 前項にかかわらず、番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信については、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。

当社が通知する情報	通知する相手先
発信電気通信番号	着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点
発信電気通信番号並びにその音声通信の発信元に係るF T T H電話契約者又は特別F T T H電話契約者の氏名若しくは名称及び所在地	その緊急通報に関する音声通信の着信があった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 前項の場合において、当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第55条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 利用契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(注2) 本条第1項第2号の「特定の付加機能」は、料金表第2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第43条 当社が提供するF T T Hサービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、手続きに関する料金及び工事費(料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定める料金をいいます。以下同じとします。)及びユニバーサルサービス料(料金表第6(ユニバーサルサービス料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するF T T Hサービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第44条 基本契約者又は利用契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するF T T Hサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

区分	支払いを要する期間	
基本利用料	その利用契約に基づいて当社がF T T Hサービスの提供を開始した日(基本契約(タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。)にあっては、その基本契約に係るF T T Hサービスの利用が可能となる日とします。以下「F T T Hサービス提供開始日」といいます。)の翌日(以下「基本利用料課金開始日」といいます。)から起算して基本契約又は利用契約の解除があった日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間とします。)	
	区分	支払を要する期間
	(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
	(2) F T T Hサービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	F T T Hサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
付加機能利用料	ア イ又はウ以外のもの 付加機能の提供若しくは第22条(電気通信番号)第2項に定める番号の割り当てを行った日(以下「付加機能提供開始日」といいます。)の翌日(以下「付加機能利用料課金開始日」といいます。)の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能若しくは第22条第2項に定める番号の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。)	

区分	支払を要する期間
(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能又は第 22 条第 2 項に定める番号の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
(2) 付加機能提供開始日とその付加機能又は第 22 条第 2 項に定める番号の廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

イ おうちトラブルサポートサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）を除きます。）に係るもの
付加機能提供開始日の属する料金月の翌料金月の初日から、その付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。）。

区分	支払を要する期間
付加機能提供開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

ウ おうちトラブルサポートサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）に係るもの
その F T T H 接続回線に係るインターネットサービスの基本利用料の支払いを要する期間に準じて取り扱います。

2 前項の期間において、利用停止等により F T T H サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用の一時中断を行ったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、F T T H サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、F T T H サービスを全く利用できない状態（F T T H サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その F T T H サービスを全く利用できない	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応

状態が生じたとき。	する定額利用料
3 相互接続点の所在場所の変更に伴って、F T T Hサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（利用契約者の都合により、F T T Hサービスを利用しなかった場合であって、F T T Hサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 F T T Hサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、F T T Hサービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他基本契約者又は利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、F T T Hサービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（そのF T T H接続回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、F T T Hサービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のF T T Hサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 前2項の規定にかかわらず、第2項第3号の表及び前項第2号の表に定める利用できなかったF T T Hサービスがおうちトラブルサポートサービスのみである場合であって、そのF T T Hサービスに係る基本契約又は利用契約がタイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に係るものであるときは、おうちトラブルサポートサービスに係る付加機能利用料については、同表に定める支払いを要しない料金として取り扱いません。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を

返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 44 条の 2 F T T H 電話契約者は、その料金月の末日において F T T H 電話の提供を受けている場合、料金表第 6 (ユニバーサルサービス料) の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(利用料の支払義務)

第 45 条 利用契約者は、第 41 条 (通信時間の測定等) の規定により当社が測定した通信時間と料金表第 1 (基本利用料) 又は料金表第 2 (付加機能利用料) の規定とに基づいて算定した利用料 (料金表第 1 (基本利用料) 又は料金表第 2 (付加機能利用料) に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。) の支払いを要します。

ただし、料金表第 2 (付加機能利用料) に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

2 利用契約者は、その F T T H 接続回線により利用契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

3 F T T H 電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 (基本利用料) 又は料金表第 2 (付加機能利用料) に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、F T T H 電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(手続きに関する料金及び工事費の支払義務)

第 46 条 基本契約者又は利用契約者は、F T T H サービスに係る契約の手続き若しくは工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金又は工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する手続きに関する料金又は工事費の額は、当社が別に定める手続きに関する料金又は工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にその基本契約若しくは利用契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその手続きに関する料金又は工事費が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金又は工事費を返還します。

2 基本契約者又は利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 47 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第48条 基本契約者又は利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第49条 基本契約者又は利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社接続通信の料金の取扱い

(他社接続通信の料金の取扱い)

第50条 利用契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、他社接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第50条の2 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するF T T Hサービスの料金とみなして取り扱います。

第12章 最低利用期間

(基本契約に係る最低利用期間)

第50条の3 基本契約については、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次の各号に定める通りとします。

(1) その基本契約(タイプⅢ(コースⅠ又はコースⅡに限ります。))に限ります。)に係るF T T Hサービスの利用が可能となる日から起算して2年間とします。

(2) その基本契約(タイプⅢ(コースⅢに限ります。))に限ります。)に係るF T T Hサービスの利用が可能となる日から起算して5年間とします。

(3) その基本契約(タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。))に係るF T T Hサービスの提供を開始した日から起算して6月間とします。

3 基本契約者は、前項の最低利用期間内に基本契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

(F T T Hサービスに係る最低利用期間)

第51条 F T T Hサービス(タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。)については、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がF T T Hサービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

区分	最低利用期間
インターネットサービス	6月間

3 利用契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第13章 保守

(基本契約者又は利用契約者の維持責任)

第52条 基本契約者又は利用契約者は、そのF T T H接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合するよう維持していただきます。

2 当社が、基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合において、回線終端装置とローゼットとの間の電気通信回線については、基本契約者又は利用契約者に設置していただきます。

(基本契約者又は利用契約者の切分責任)

第53条 基本契約者又は利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合においては、回線終端装置とローゼットとの間の電気通信回線を含みます。)がF T T H接続回線に接続されている場合であって、F T T Hサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、基本契約者又は利用契約者から要請があったときは、当社は、F T T Hサービス取扱所において試験を行い、その結果を基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

3 当社は、基本契約者又は利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、基本契約者又は利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第54条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第33条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 19 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の 機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した F T T H 接続回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第14章 損害賠償

(責任の制限)

第55条 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのF T T Hサービスが全く利用できない状態（当該基本契約又は利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該基本契約者又は利用契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、F T T Hサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該F T T Hサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

(2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（F T T Hサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、F T T Hサービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、F T T Hサービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、F T T Hサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第56条 当社は、F T T Hサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しま

せん。

第 15 章 雑則

第 57 条 削除

(承諾の限界)

第 58 条 当社は、基本契約者又は利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務)

第 59 条 基本契約者又は利用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 同一のユーザ ID により同時に 2 以上の通信を行わないこと。

(7) ユーザ ID 又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行う F T T H サービス取扱所に届け出ること。

(8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、F T T H サービスを利用しないこと。

2 当社は、利用契約者の行為が別記 4 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 8 号の義務に違反したものとみなします。

3 利用契約者は、前 2 項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第 60 条 F T T H 電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、F T T H 電

	話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに 応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(基本契約者又は利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等)

第 61 条 基本契約者又は利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等については、当社が別に定めるところによります。

(利用契約者の氏名等の通知)

第 62 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、F T T H 電話契約者又は特別 F T T H 電話契約者（その協定事業者と F T T H 電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第 63 条 当社は、F T T H 電話契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(注) 「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第 64 条 当社は、F T T H 電話契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの（F T T H 電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第 65 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 63 条（電話帳）及び第 64 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った F T T H 電話契約者に係る F T T H 接続回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注 1) 本条第 2 項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された F T

FTTH電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第65条の2 FTTH電話契約者は、そのFTTH電話契約者に係るFTTH接続回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

(注) 「別に定める協定事業者」は、株式会社KDDIエボルバとします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第65条の3 FTTH電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

2 FTTH電話契約者は、そのFTTH電話契約者に係るFTTH接続回線によりFTTH電話契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

(協定事業者からの通知)

第65条の4 利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用)

第66条 当社は、基本契約者又は利用契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、FTTHサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第67条 当社は、利用契約者（FTTH電話契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約

約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした利用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その利用契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。
- 3 当社は、特定 F T T H 電話契約者から申し出があったときは、前 2 項の規定に準じた取扱いを行います。

(F T T H サービスの技術資料の閲覧)

第 68 条 当社は、当社が指定する F T T H サービス取扱所において、 F T T H サービスを利用するうえで参考となる別記 20 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(提供条件書)

第 69 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、 F T T H サービス及び附帯サービスを提供します。

(法令に関する規定)

第 70 条 F T T H サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 10 から 13 までに定めるところによります。

(閲覧)

第 71 条 この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第16章 附帯サービス

(附帯サービス)

第72条 FTTNサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 F T T Hサービスの提供区間

当社のF T T Hサービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
インターネットサービス	(1) F T T H接続回線（当社が設置するものに限り、以下この表において同じとします。）の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合があります。） (2) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） (3) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） (4) F T T H接続回線、相互接続点又はアクセスポイントとN S P I X P（W I D Eプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の中間点（以下「分界点」といいます。）との間 (5) F T T H接続回線と相互接続点又はアクセスポイントとの間 (6) 相互接続点とアクセスポイントとの間
F T T H電話サービス	(1) F T T H接続回線の終端相互間 (2) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） (3) F T T H接続回線の終端と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 (4) 相互接続点と外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 (5) F T T H接続回線又は相互接続点と当社が設置する電気通信回線の終端との間
特別F T T H電話サービス	(1) F T T H接続回線の終端相互間 (2) F T T H接続回線と当社が設置する電気通信回線の終端との間
緊急通報用F T T H電話サービス	(1) F T T H接続回線の終端相互間 (2) 相互接続点相互間 (3) F T T H接続回線の終端と相互接続点との間

2 基本契約者又は利用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により基本契約者又は利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 基本契約者又は利用契約者の氏名等の変更

(1) 基本契約者又は利用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う F T T H サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにも係わらず F T T H サービス取扱所に届出がないときは、第 6 条の 10（当社が行う基本契約の解除）、第 18 条（当社が行うインターネット契約の解除）及び第 30 条（F T T H サービスの利用停止）その他この約款又は料金表に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) 基本契約者又は利用契約者は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止及び携帯・P H S 電話番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u (W I N) 通信サービス契約約款に定める a u サービス（a u パケットを除きます。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービス（L T E デュアルに限ります。）の利用の開始又は解約があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う F T T H サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず F T T H サービス取扱所に基本契約者又は利用契約者からの届出がないことを当社が知ったときは、その届出があったものとみなします。

(3) 当社は、(1)若しくは(2)の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 基本契約者又は利用契約者の禁止行為

基本契約者又は利用契約者は、F T T H サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

(3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

(4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為

(9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為

(10) F T T H サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の I D、パスワード又はその他の情報等を取得する

行為又は取得する恐れのある行為

(14) その他法令に違反する行為

(15) (1)から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 基本契約者又は利用契約者からのF T T H接続回線の設置場所の提供等

(1) F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がF T T H接続回線を設置するために必要な場所は、その基本契約者又は利用契約者から提供していただきます。

(2) 当社が基本契約又は利用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、基本契約者又は利用契約者から提供していただくことがあります。

(3) 基本契約者又は利用契約者は、F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、F T T H電話契約者から請求があったときは、そのF T T H電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア F T T H電話契約者又はそのF T T H電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ F T T H電話契約者又はそのF T T H電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ F T T H電話契約者に係るF T T H接続回線の終端のある場所（F T T H電話契約者又はそのF T T H電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所）

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

7 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、6（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、F T T H電話契約者に係るF T T H接続回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、6（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてF T T H電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。

(2) 当社は、(1)の場合のほか、F T T H電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

8 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、F T T H電話契約者から、普通掲載のほか、6（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載しま

す。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(4) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

9 緊急通報用 F T T H 電話サービスの電気通信番号

緊急通報用 F T T H 電話サービスの電気通信番号は、次のとおりとします。

区別	電気通信番号
警察機関に提供される緊急通報用 F T T H 電話サービス	1 1 0
消防機関に提供される緊急通報用 F T T H 電話サービス	1 1 9

10 自営端末設備の接続

(1) 基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係る F T T H 接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その F T T H 接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 基本契約者又は利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 基本契約者又は利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るF T T H接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、F T T H接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、基本契約者又は利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、基本契約者又は利用契約者は、その自営端末設備をF T T H接続回線から取りはずしていただきます。

12 自営電気通信設備の接続

- (1) 基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るF T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 基本契約者又は利用契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 基本契約者又は利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るF T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

13 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

F T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、11（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

14 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

15 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

(1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

(2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

(3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

(4) 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) 15の(2)及び15の(3)の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

16 音声通信明細書の発行

(1) 当社は、F T T H電話契約者から請求があったときは、音声通信明細書を発行します。

(2) F T T H電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

17 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、利用契約の申込みをする者又は利用契約者から要請があったときは、F T T Hサービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

18 端末設備の提供

(1) 当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定めるVDSL装置等若しくはONU装置等及びホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）をいいます。

す。以下同じとします。)を提供します。

- (2) 基本契約者又は利用契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

19 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

20 F T T Hサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電气的条件 (3) 論理的条件
--

21 支払証明書の発行

- (1) 当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、その契約者に係るF T T Hサービス等の支払証明書を発行します。
- (2) 基本契約者又は利用契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

22 払込取扱票の発行等

- (1) 当社は、F T T Hサービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、F T T Hサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- (2) 基本契約者又は利用契約者は、(1)の規定に該当することとなったときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

22の2 窓口払込みの取り扱い等

- (1) 当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、当社が指定するF T T Hサービスサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、

その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

- (2) 基本契約者又は利用契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。
 - ア その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
 - イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

23 合算請求の取扱い

- (1) 利用契約者（タイプⅣ又はタイプⅤに係るものに限り、以下この別記23において同じとします。）は、当社及びその利用契約に係る基本契約者に、そのFTTHサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金（そのFTTH接続回線に係る基本契約者の定める利用規約等により生じる料金その他の債務（その利用により基本契約者が合算して請求することとなるサービスに係る料金等を含みます。）であって、当社が別に定めるものをいいます。以下この別記23において同じとします。）の支払いについて、次表に規定するいずれかの取扱い（以下この別記23において「合算請求の取扱い」といいます。）を申込むことができます。

取扱い区分	内容
1 KDDI合算請求	当社が、そのFTTHサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金を合算して請求する取扱い
2 基本契約者合算請求	基本契約者が、そのFTTHサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金を合算して請求する取扱い

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、KDDI合算請求の取扱いの申込みを承諾しないことがあります。
 - ア 利用契約者が、そのFTTH接続回線に係る基本契約者料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - イ 基本契約者から承諾が得られないとき。
 - ウ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) KDDI合算請求の取扱いを希望する利用契約者は、あらかじめ以下の各号について承認していただきます。
 - ア 基本契約者料金に係る債権を当社が基本契約者から譲り受けること。
 - イ 当社が基本契約者から譲り受けた債権を、FTTHサービスの料金とみなして取り扱うこと。
 - ウ アの場合において、当社及び基本契約者は、その利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。
- (4) (3)の規定により基本契約者から譲り受けた債権については、第48条（割増金）、第49条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (5) 基本契約者合算請求の取扱いを希望する利用契約者は、あらかじめ以下の各号について承認していただきます。
 - ア FTTHサービスに係る料金その他の債務に係る債権を当社が基本契約者に譲渡すること。

イ アの場合において、当社及び基本契約者は、その利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。

- (6) (5)の規定により当社が譲渡する債権額は、この約款の規定により当社が算定した額（協定事業者の契約約款等に定めるところにより料金の支払いを要する他社接続通信により生じた債権にあっては、その協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額）とします。
- (7) (5)の規定により基本契約者に譲渡する債権については、第 48 条（割増金）、第 49 条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、基本契約者の規約等に定めるところによります。
- (8) 利用契約者は、基本契約者合算請求への取扱い区分の変更はできないものとします。
- (9) 当社は、合算請求の取扱いを受けている F T T H 接続回線について、インターネット契約の解除があったときは、その取扱いを廃止します。
- (10) 合算請求の取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

24 有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

- (1) 当社は、利用契約者が、有料サービス（申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用し、若しくは商品（申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで販売するものをいいます。以下同じとします。）を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者（以下「サービス等提供者」といいます。）に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金（その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金（配送料等が変動することを条件に提示された場合にあっては、その申込みがあった後にサービス等提供者が確定した料金とします。）をいいます。以下この別記 24 において同じとします。）又は寄付金の支払いの方法として、当社が F T T H サービスに係る料金その他の債務と合算して、その利用契約者に請求する取扱い（以下この別記 24 において「合算請求の取扱い」といいます。）を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算のうえ、料金月（その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。）ごとに集計し、請求するものとします。

- (2) 利用契約者は、この約款の規定によるほか、当社の「a u かんたん決済会員規約」及び当社が別に定める事項をあらかじめ承諾のうえ、有料サービスを利用若しくは商品を購入又は寄付金を支払っていただきます。
- (3) 当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は物品を販売する場合であって、合算請求暗証番号（当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ登録した、合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための文字、数字等の組合せをいいます。）を使用して又は当社が別に定めるサービス取扱所においてその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は物品の販売に係る料金について、F T T H サービスに関する料金とみなし、F T T H サービスに関する他の料金と合算して、その契約者に請求するものとします。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 F T T Hサービスに係る基本利用料は、F T T Hサービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 2 F T T H電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 4 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算します。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 6-2 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 16の但書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

(月額料金の日割)

- 7 月額料金の日割は、次のとおりとします。
 - (1) (2)から(4)以外の場合
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金の利用日数に応じて日割します。
 - ア 料金月の末日以外の日インターネットサービス若しくはF T T H電話サービスの提供を開始した、又は基本契約（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）に係るF T T Hサービスの利用を可能としたとき。
 - イ 料金月の末日以外の日契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 約款第44条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - オ 起算日の変更があったとき。
 - (2) 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能（定額利用料の支払いを要するものに限り、）及び料金表第1（基本利用料）1（適用）(17)欄に定めるF T T H電話サービスに係る加算料については、約款第44条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(3) 当社は、料金表第1(基本利用料)1(適用)(17)欄に規定するF T T H電話サービスに係る加算料については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。

(4) 当社は、料金表第1(基本利用料)1(適用)(18)欄又は(19)欄に規定する基本利用料の減額については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。

8 7の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、約款第44条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

10 基本契約者又は利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

13 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

14 当社は、13の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、基本契約者又は利用契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、基本契約者又は利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 15の「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

16 約款第44条(定額利用料の支払義務)から約款第46条(手続きに関する料金及び工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、F T T H電話サービス（外国又は特定衛星端末との音声通信に係るものに限ります。）に係る利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のF T T Hサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用）

- 18 基本契約及びインターネットサービスには、最低利用期間があります。
- 19 基本契約者又はインターネット契約者は、最低利用期間内に基本契約又はインターネット契約の解除があった場合は、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）、約款第 45 条（利用料の支払義）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、その契約の解除が基本契約者又はインターネット契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。また、当社は、当社が別に定めるところにより、本項に定める料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

（K D D Iまとめて請求に係る取扱い）

- 20 当社の「K D D Iまとめて請求に係る取扱い規約」（以下「K D D Iまとめて請求規約」といいます。）に定める「K D D Iまとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、K D D Iまとめて請求規約が適用されます。

（料金等の請求）

- 21 F T T Hサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「W E B d e 請求書ご利用規約」又はK D D Iまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、約款第44条（定額利用料の支払義務）及び約款第45条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容														
(1) タイプ種別に係る料金の適用	ア 当社は、F T T Hサービス（特別F T T H電話サービス又は緊急通報用F T T H電話サービスを除きます。以下この表において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプ種別を定めます。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者（そのF T T H接続回線に係るT V契約者を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅢ</td> <td>当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅣ</td> <td>当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅤ</td> <td>当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>タイプⅣ及びタイプⅤは、当社が別に定める者が基本契約者であるものに限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ種別	内容	タイプⅠ	タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤ以外のもの	タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者（そのF T T H接続回線に係るT V契約者を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの	タイプⅢ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの	タイプⅣ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの	タイプⅤ	当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの	備考	タイプⅣ及びタイプⅤは、当社が別に定める者が基本契約者であるものに限り提供します。
	タイプ種別	内容													
	タイプⅠ	タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤ以外のもの													
	タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係る利用契約者（そのF T T H接続回線に係るT V契約者を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの													
	タイプⅢ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの													
	タイプⅣ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの													
	タイプⅤ	当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの													
備考	タイプⅣ及びタイプⅤは、当社が別に定める者が基本契約者であるものに限り提供します。														
イ 基本契約者又は利用契約者は、アのタイプの変更はできないものとします。															
(2) カテゴリー種別に係る料金の適用	ア 当社は、F T T Hサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、カテゴリー種別を定めます。														
	(ア) タイプⅠのもの														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅢ</td> <td>当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信接続回線と共有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー種別	内容	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの	カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの	カテゴリーⅢ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信接続回線と共有するもの						
	カテゴリー種別	内容													
	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの													
カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの														
カテゴリーⅢ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信接続回線と共有するもの														

	(イ) タイプVのもの														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カテゴリーⅡ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>当社がF T T H接続回線を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー種別	内容	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ以外のもの	カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するもの								
	カテゴリー種別	内容													
	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ以外のもの													
	カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するもの													
	(ウ) タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅣのもの														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがあるもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅢ</td> <td>タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがないものであって、同一の契約者グループにおけるF T T H接続回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー種別	内容	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの	カテゴリーⅡ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがあるもの	カテゴリーⅢ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがないものであって、同一の契約者グループにおけるF T T H接続回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの						
	カテゴリー種別	内容													
	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの													
	カテゴリーⅡ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがあるもの													
カテゴリーⅢ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るF T T HサービスとF T T H接続回線の一部を共有することがないものであって、同一の契約者グループにおけるF T T H接続回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの														
イ 基本契約者又は利用契約者は、アのカテゴリー種別の変更はできないものとします。															
ウ F T T Hサービス（タイプⅡ又はタイプⅣであって、カテゴリーⅡに限ります。）は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上の場合に限り提供します。															
エ F T T Hサービス（タイプⅢのものに限ります。）は、カテゴリーⅡのものは提供しません。															
(3) コース種別 に係る料金の適用	<p>ア 当社は、F T T Hサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コース種別を定めます。</p> <p>(ア) タイプⅠ（カテゴリーⅠに限ります。）のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>F T T H接続回線の一部を複数の利用契約者が同時に利用することがあるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれカテゴリーⅡを除きます。）のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>1の契約者グループに係るユーザコードの数が8以上16未満となるもの ただし、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定めるV D S L装置等及びO N U装置等を利用しないF T T Hサービスであって、当社が別に定める場合は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上16未満となるものとします。</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>1の契約者グループに係るユーザコードの数が16以上となるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 カテゴリーⅢ又はO N U装置等を利用するものにおいては、コースⅡに限り提供します。</p> <p>(ウ) タイプⅢのもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>利用契約に係る定額利用料（インターネット</td> </tr> </tbody> </table>	コース種別	内容	コースⅢ	F T T H接続回線の一部を複数の利用契約者が同時に利用することがあるもの	コース種別	内容	コースⅠ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が8以上16未満となるもの ただし、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定めるV D S L装置等及びO N U装置等を利用しないF T T Hサービスであって、当社が別に定める場合は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上16未満となるものとします。	コースⅡ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が16以上となるもの	コース種別	内容	コースⅠ	利用契約に係る定額利用料（インターネット
コース種別	内容														
コースⅢ	F T T H接続回線の一部を複数の利用契約者が同時に利用することがあるもの														
コース種別	内容														
コースⅠ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が8以上16未満となるもの ただし、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定めるV D S L装置等及びO N U装置等を利用しないF T T Hサービスであって、当社が別に定める場合は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上16未満となるものとします。														
コースⅡ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が16以上となるもの														
コース種別	内容														
コースⅠ	利用契約に係る定額利用料（インターネット														

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="456 152 762 237"></td> <td data-bbox="762 152 1457 237">サービスに係るものに限ります。)を設定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 237 762 362">コースⅡ</td> <td data-bbox="762 237 1457 362">利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、コースⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 362 762 568">コースⅢ</td> <td data-bbox="762 362 1457 568">利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、インターネットサービスの利用にあたりホームゲートウェイ機器を必要としないもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="456 568 1465 654">イ 基本契約者又は利用契約者は、アのコース種別の変更はできないものとします。</p> <p data-bbox="456 654 1465 734">ウ F T T Hサービス（タイプⅢであって、カテゴリーⅢに限ります。）は、コースⅡのものに限って提供します。</p>		サービスに係るものに限ります。)を設定するもの	コースⅡ	利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、コースⅢ以外のもの	コースⅢ	利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、インターネットサービスの利用にあたりホームゲートウェイ機器を必要としないもの			
	サービスに係るものに限ります。)を設定するもの									
コースⅡ	利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、コースⅢ以外のもの									
コースⅢ	利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、インターネットサービスの利用にあたりホームゲートウェイ機器を必要としないもの									
<p data-bbox="145 745 432 857">(4) F T T Hサービスの利用月数</p>	<p data-bbox="456 745 1465 1149">ア F T T Hサービスの利用月数は、そのF T T Hサービス（F T T H電話サービス又はインターネットサービスに限ります。以下この欄において同じとします。）の基本利用料課金開始日（F T T H電話サービスの基本利用料課金開始日とインターネットサービスの基本利用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。以下この欄において同じとします。）の属する料金月（以下この欄において「基本利用料課金開始月」といいます。）からその料金月（そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約の解除があったときは、その契約解除日の属する料金月とします。）までの月数を通算したものとします。</p> <p data-bbox="456 1149 1465 1518">イ 契約移転（当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに利用契約（以下「移転後契約」といいます。）を締結することをいいます。以下同じとします。）を行った場合（その契約移転の種類が、次表に規定するものである場合に限ります。）、移転前契約に係るF T T Hサービスの基本利用料課金開始月から契約移転のあった日の属する料金月の前料金月までの月数を、移転後契約に係るF T T Hサービスの利用月数に合算するものとします。</p> <table border="1" data-bbox="456 1518 1465 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1518 791 1570">契約移転の種類</th> <th data-bbox="791 1518 1126 1570">移転前契約</th> <th data-bbox="1126 1518 1465 1570">移転後契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1570 791 1653">区分1</td> <td data-bbox="791 1570 1126 1653">タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ</td> <td data-bbox="1126 1570 1465 1653">タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1653 791 1733">区分2</td> <td data-bbox="791 1653 1126 1733">タイプⅣ又はタイプⅤ</td> <td data-bbox="1126 1653 1465 1733">タイプⅣ又はタイプⅤ</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="456 1733 1465 1818">備考 区分2については、移転前契約に係る基本契約者と移転後契約に係る基本契約者が同一の者である場合に限ります。</p> <p data-bbox="456 1818 1465 2056">ウ イの場合において、契約移転のあった日の属する料金月と移転後契約に係るF T T Hサービスの基本利用料課金開始月が異なる場合、イの規定によるほか、契約移転のあった日の属する料金月から移転後契約に係るF T T Hサービスの基本利用料課金開始月の前料金月までの月数を、移転後契約に係るF T T Hサービスの利用月数に合算するものとします。</p>	契約移転の種類	移転前契約	移転後契約	区分1	タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ	タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ	区分2	タイプⅣ又はタイプⅤ	タイプⅣ又はタイプⅤ
契約移転の種類	移転前契約	移転後契約								
区分1	タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ	タイプⅠ、タイプⅡ 又はタイプⅢ								
区分2	タイプⅣ又はタイプⅤ	タイプⅣ又はタイプⅤ								

(5) プラン種別に係る料金の適用

ア 当社は、F T T Hサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）又はタイプⅤに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プラン種別を定めます。

(ア) タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）又はタイプⅤのもの

プラン種別	内容
プランⅠ	プランⅡ又はプランⅢ以外のもの
プランⅡ	当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るF T T Hサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から24料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの
プランⅢ	当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るF T T Hサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から36料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの

(イ) タイプⅡ又はタイプⅣのもの

プラン種別	内容
プランⅠ	プランⅡ以外のもの
プランⅡ	当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るF T T Hサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から24料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの

イ プランⅡ又はプランⅢに係る契約期間には、F T T Hサービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含みます。

ウ 利用契約者は、タイプ種別に応じて、あらかじめプラン種別を選択していただきます。この場合において、そのF T T Hサービスのタイプ種別がタイプⅣ又はタイプⅤであるときは、その基本契約者及びその利用契約者の間で合意の上、選択していただきます。

ただし、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い（(10)欄に定めるものをいいます。以下同じとします。）の適用を受ける場合、プランⅡを選択することはできません。

エ プランⅡ又はプランⅢは、そのタイプ種別に応じたプラン種別に係るF T T Hサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から起算して、

次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

タイプ種別	プラン種別	料金月
タイプⅠ又はタイプⅤ	プランⅡ	24 料金月
	プランⅢ	36 料金月
タイプⅡ又はタイプⅣ	プランⅡ	24 料金月

オ 当社は、エの規定によりプランⅡ又はプランⅢが満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）にそのプランⅡ又はプランⅢを更新します。

カ 利用契約者（そのF T T Hサービスのタイプ種別がタイプⅣ又はタイプⅤである場合は、基本契約者及び利用契約者両者とします。）は、同一のタイプ種別において、プラン種別の変更を請求することができます。

キ プラン種別の変更の請求があった場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）（イ）以外の場合

区分	変更後の基本利用料の適用
① ②以外の場合	その請求を当社が承諾した日の属する料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。
② プランⅡからプランⅠへの変更又はプランⅢからプランⅠ若しくはプランⅡへの変更の場合	その請求を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。

（イ） プラン種別の変更の請求が、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いの適用の開始又は廃止を伴う請求等と同時に行われた場合

その請求を当社が承諾した日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。

ク プランⅡ又はプランⅢの適用を受けている基本契約者又は利用契約者は、更新日以外の日にはその基本契約若しくは利用契約の解除があった場合又はプラン種別の変更があった場合、次表に規定するプラン種別に係る契約解除料を当社が定める期日までに支払っていただきます。

1 契約ごとに

タイプ種別	プラン種別	契約解除料
		料金額
タイプⅠ又はタイプⅤ	プランⅡ	税抜額 9,500 円
	プランⅢ	税抜額 15,000 円
タイプⅡ又はタイプⅣ	プランⅡ	税抜額 7,000 円

ケ 基本契約者又は利用契約者は、次の場合には、クの規定にかかわらず、プランⅡ又はプランⅢに係る契約解除料の支払いを要しません。

（ア） 更新日の属する料金月又はその翌料金月に基本契約若しくは利用契約の解除又はプラン種別の変更があったとき。

	<p>(イ) プランⅡからプランⅢへのプラン種別の変更があったとき。 (ウ) その基本契約若しくは利用契約の解除又はプラン種別の変更が契約移転と同時に行われたものであるとき（移転前契約と移転後契約に係るタイプ種別及びプラン種別が、当社が別に定めるものであるときに限ります。）。</p> <p>コ プラン種別に係る契約解除料について、タイプⅠ又はタイプⅡの場合は利用契約者に、タイプⅣ又はタイプⅤの場合は基本契約者に支払っていただきます。</p>				
<p>(6) F T T H 電話サービスに係る料金の適用</p>	<p>当社は、F T T H 電話サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、F T T H 電話サービス加算額を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="459 568 1457 1070"> <tr> <td data-bbox="459 568 762 779">F T T H 電話サービス加算額 1</td> <td data-bbox="770 568 1457 779">1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 779 762 1070">F T T H 電話サービス加算額 2</td> <td data-bbox="770 779 1457 1070">1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話及びT V サービス（その利用契約と同一のユーザコードのものに限ります。）のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。</td> </tr> </table> <p>備考 F T T H 電話サービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）、タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）は、そのF T T H 電話契約者が当社とインターネット契約又はT V 契約（タイプⅠに限ります。）を締結している場合に限り提供します。</p>	F T T H 電話サービス加算額 1	1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。	F T T H 電話サービス加算額 2	1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話及びT V サービス（その利用契約と同一のユーザコードのものに限ります。）のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。
F T T H 電話サービス加算額 1	1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。				
F T T H 電話サービス加算額 2	1の料金月において、1の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話及びT V サービス（その利用契約と同一のユーザコードのものに限ります。）のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。				
<p>(7) 基本利用料（基本契約に係るものに限ります。）の算定</p>	<p>基本契約（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に係る料金額は、その基本契約に係るF T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の戸数（以下「同一棟内戸数」といいます。）が 30 戸までの部分について基本額とし、戸数が 30 戸を超える部分については、1戸ごとの加算額を加算して算定します。</p>				
<p>(8) 複数同時申込（タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、基本契約（タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。以下この欄において同じとします。）の申込みについて、当該契約に係る申込者が同時に複数の基本契約の申込み（以下「複数同時申込」といいます。）をした場合であって、次の条件をすべて満たす場合には、基本契約に係る定額利用料については、2（料金額）に規定する額に代えて、イに規定する額を適用します。</p> <p>(ア) 複数同時申込の名義が全てその申込者の本人名義のものであること。 (イ) 複数同時申込に係る同一棟内戸数を合算して得た戸数が20戸以上あること。</p> <p>イ アの条件をすべて満たした場合の基本契約に係る定額利用料 1契約ごとに月額</p>				

		区分	料金額
		基本額	税抜額 69,000 円
	加算額	戸数が1戸ごとに	税抜額 2,300 円
(9) インターネットサービスに係る料金の適用	当社は、インターネットサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。		
	品目	内容	
	1 Gb/s	最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	100Mb/s	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	備考		
	<p>1 インターネットサービスは、当該インターネットサービスに係る利用者がF T T H接続回線を使用して相互接続点に接続した後に利用することができるものとしします。</p> <p>2 インターネットサービスに係る利用者（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）は、1に規定するもののほか、モバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとしします。</p> <p>3 インターネットサービスに係る通信は、相互接続点、F T T H接続回線（当社が設置するものに限りします。）の終端、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>4 当社は、1のインターネット契約ごとに1のユーザIDを定め、インターネット契約者にお知らせします。</p> <p>5 当社は、1のインターネット契約ごとにインターネット契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>6 当社は、インターネット契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>7 F T T H接続回線に接続することができる自営端末設備の数は、当社が別に定めるところによります。 （注）7に定める自営端末設備の数は、6台までとします。なお、当社の「a u HOMEサービス利用規約」に基づきF T T H接続回線に接続する自営端末設備については、その接続台数に関わらず、1台として取り扱うものとしします。</p> <p>8 1 Gb/s の品目は、タイプⅠ、タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限りします。）、タイプⅢ（カテゴリーⅢに限りします。）、タイプⅣ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限りします。）又はタイプⅤであって、当社のF T T Hサービスご利用規約に規定するホームゲートウェイ機器のタイプ2を利用するもの及びタイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅢに限りします。）に限りします。）に限</p>		

	<p>り、提供します。</p> <p>9 100Mb/s の品目は、前項に該当しないものに限り、提供します。</p> <p>10 前項の規定にかかわらず、100Mb/s の品目は、タイプⅠ（プランⅢに限り）及びタイプⅤ（プランⅢに限り）に提供しません。</p>								
<p>(10) インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い</p>	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件の全てを満たす場合、インターネットサービス（タイプⅡ（そのインターネット契約に係る利用契約者がF T T H電話契約及びT V契約を締結していない場合に限り）に限り）に限り、以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料について、2（料金額）に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① そのインターネット契約に係る建物（F T T H接続回線の終端の設置場所となるものに限り）の所有者が、特定建物を 300 棟以上有するとき。</p> <p>② 1 特定建物あたりの平均戸数（①の所有者が有する特定建物内の戸数を特定建物の数で除して得た戸数をいいます。以下この欄において同じとします。）が 60 戸以上のとき。</p> <p>③ そのインターネットサービスが、当社が別に定める端末設備を使用して行うものであるとき。</p> <p>(イ) 料金額</p> <p>① 平均戸数が 60 以上 100 未満のもの</p> <p style="text-align: right;">1 ユーザごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="459 1234 1453 1319"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額利用料</td> <td>税抜額 2,850 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平均戸数が 100 以上のもの</p> <p style="text-align: right;">1 ユーザごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="459 1404 1453 1489"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額利用料</td> <td>税抜額 2,450 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アの(ア)の適用条件を満たさなくなったとき（F T T H接続回線を設置した時点でアの(ア)の適用条件をすべて満たす場合において、特定建物の所有者の変更によりアの(ア)の①のみを満たさなくなったとき（変更前の所有者と変更後の所有者の所有する特定建物の合計が 300 棟以上であるときに限り）を除きます。）は、アの取扱い（以下「インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い」といいます。）は終了したものとします。</p> <p>(注1) アの③の「当社が別に定める端末設備」は、料金表第5（付帯サービスに関する料金等）に定める低速品目に係るVDSL装置等ものとします。</p> <p>(注2) VDSL装置等の品目を変更する請求があった場合、その変更に係る工事が完了した日から変更後の適用条件に応じたインターネットサービスに係る定額利用料を適用します。</p>	区分	料金額	定額利用料	税抜額 2,850 円	区分	料金額	定額利用料	税抜額 2,450 円
区分	料金額								
定額利用料	税抜額 2,850 円								
区分	料金額								
定額利用料	税抜額 2,450 円								

<p>(11) F T T H 電話サービスに係る音声通信の取扱い</p>	<p>ア F T T H 電話契約者は、当該 F T T H 電話サービスに係る F T T H 接続回線から他の F T T H 接続回線、加入電話等設備（当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限ります。）に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、外国、特定衛星端末、番号規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号（別表 4 に定める当社又は協定事業者に係るものに限ります。）又は番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する電気通信番号（別表 5 に定める協定事業者に係るものに限ります。）への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該 F T T H 電話サービスに係る F T T H 接続回線への着信に係る音声通信を行うことができます。</p> <p>イ F T T H 電話契約者は、アに規定する音声通信のほか、電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う F T T H サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信を行うことができます。</p>						
<p>(12) F T T H 電話サービスに係る非自動音声通信の種別</p>	<p>非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="459 819 1453 1032"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 一般非自動音声通信</td> <td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td>(イ) 第 1 種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	(イ) 第 1 種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信
種別	内容						
(ア) 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信						
(イ) 第 1 種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信						
<p>(13) F T T H 電話サービスに係る基本利用料の算定</p>	<p>F T T H 電話サービスに係る料金額は、定額利用料に 1 の音声通信（(11) 欄のイに規定する音声通信及び番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118 又は 119 に限ります。）をダイヤルして行う音声通信を除きます。）について、2（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</p>						
<p>(14) F T T H 電話サービスに係る通信時間の測定等</p>	<p>ア 自動音声通信の通信時間（(11) 欄のイに規定する音声通信及び番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118 又は 119 に限ります。）をダイヤルして行う通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="459 1778 1453 2078"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻		
区分	時刻						
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻						

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">終了時刻</td> <td style="padding: 5px;">当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">備考 当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。</td> </tr> </table> <p>ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。</p> <p>（ア） 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>（イ） 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>（ア） 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>（イ） F T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>（ウ） 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください</p> <p>カ 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>	終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻	備考 当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。	
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻				
備考 当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。					
(15) 当社の機器の故障等により正しく算定する	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p>				

<p>ことができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去 2 ヶ月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去 2 ヶ月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の利用料又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>				
<p>(16) F T T H 電話サービスに係る料金の適用</p>	<p>1 のユーザコードにおいて 2 の F T T H 電話契約を締結している場合、その料金月における、F T T H 電話サービス（2 の F T T H 電話契約に係るもののうち、提供開始日が遅い 1 の F T T H 電話サービスに限ります。）の定額利用料は、2（料金額）の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 ユーザコードごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="459 1317 1457 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額利用料</td> <td>税抜額 450 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額利用料	税抜額 450 円
区分	料金額				
定額利用料	税抜額 450 円				
<p>(17) F T T H 電話サービスに係る加算額の適用</p>	<p>ア 当社は、F T T H 電話契約者から請求があつたときは、約款第 22 条（電気通信番号）第 2 項に定める番号を割り当てます。</p> <p>この場合、定額利用料に 1 の F T T H 電話契約について以下の料金を加算するものとします。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="459 1653 1457 1738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加算額</td> <td>税抜額 150 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ F T T H 電話契約者は、上記アの規定の適用を受ける場合には、音声通信番号（番号規則第 10 条第 2 号に規定する電気通信番号をいいます）により、当社が別に定める電気通信回線への音声通信について、料金表第 1（基本利用料）2（料金額）（2）のアの利用料の適用を受けないものとします。</p>	区分	料金額	加算額	税抜額 150 円
区分	料金額				
加算額	税抜額 150 円				
<p>(18) 口座振替及びクレジットカードによる料金</p>	<p>ア 当社は、利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、</p>				

<p>の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>料金表第1（基本利用料）に定める定額利用料（タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤの基本契約に係るもの並びにタイプⅢ（コースⅢのものに限ります。）、タイプⅣ及びタイプⅤの利用契約に係るものを除きます。）、端末設備に係る月額料金（タイプⅢ及びタイプⅣの基本契約に係るもの並びにタイプⅣの利用契約に係るものを除きます。）、当社の有料放送役務契約約款に規定する定額利用料（基本c hサービスに係るもの（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。）及び端末設備（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。）に係るもの（1装置に係るものに限ります。）に限ります。）の合計額（以下この項目で「定額利用料等の合計額」といいます。）を税抜額100円減額します。この場合において、第44条（定額利用料の支払い義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、定額利用料等の合計額が税抜額100円に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。</p>
<p>(19) 削除</p>	<p>削除</p>
<p>(20) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめトーク）</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、FTTH接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① そのFTTHサービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 2（料金額）に定める利用料の請求があること。 ③ そのFTTH接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に定めるauサービス若しくはauモジュール（第3種auモジュールを除きます。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に定めるLTEサービスであって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。 <p>(イ) 割引対象</p> <p>2（料金額）に定める利用料</p> <p>(ウ) 利用料の割引額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① この約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、当社のホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のFTTH接続回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、auひかりビジネス

	<p>サービス契約約款に定める一般 a u ひかりビジネスサービスの a u ひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 電話サービスの F T T H 接続回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定める a u オフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>② 当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社の a u (W I N) 通信サービス契約約款に定める a u サービス及びプリペイド電話並びに a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>④ 当社のペーパーレス F A X 等提供サービス契約約款に定めるペーパーレス F A X 等提供サービスのペーパーレス F A X 回線（同契約約款第 13 条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。）への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
<p>(21) 契約者連絡先電話番号が a u 携帯電話番号であった場合における利用料の減額（ a u まとめトーク）</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① 当社に届出のあった契約者連絡先電話番号が、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u (W I N) 通信サービス契約約款に定める a u サービス（ a u デュアル又は U I M サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下この 16) 欄において同じとします。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービス（ L T E デュアルであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下この 16) 欄において同じとします。）の他網契約者回線に係るものであること。</p> <p>② ①により契約者が当社に届け出ている電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、 F T T H サービス契約の契約者名義</p>

と同一であること、又はその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、F T T Hサービス契約者の住所若しくは居所と同一であること。

- ③ 別記3 2)に定める契約者連絡先電話番号にかかる変更、廃止、携帯電話・PHS番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u通信(W I N)サービス契約約款に定めるa uサービス又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u(L T E)通信サービス契約約款に定めるL T Eサービスの利用の開始、又は解約の届出がされていること。
- ④ ①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。
- ⑤ そのF T T Hサービス(タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。)に係る料金その他の債務及び基本契約者料金(別記22に定めるものをいいます。)についてK D D I合算請求の取扱いを受けていないこと。

(イ) 割引対象

2(料金額)に定める利用料(タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。)

(ウ) 割引額

- ① この約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線、当社のホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のF T T H接続回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びa uオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットI P電話サービス契約約款に定める一般イントラネットI P電話サービスのイントラネットI P電話利用回線、a uひかりビジネスサービス契約約款に定める一般a uひかりビジネスサービスのa uひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話(協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。)、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定めるa uオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料
- ② 当社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料
- ③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社のa u(W I N)通信サ

	<p>ービス契約約款に定める a u サービス及びプリペイド電話並びに a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>④ 当社のペーパーレス F A X 等提供サービス契約約款に定めるペーパーレス F A X 等提供サービスのペーパーレス F A X 回線への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
<p>(22) a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用（a u でんきセット割）</p>	<p>ア 当社は、a u でんき契約（当社の a u でんき需給約款又は a u でんき供給約款に基づき締結される契約をいいます。以下同じとします。）の契約者（以下「a u でんき契約者」といいます。）から指定があった場合、その指定のあった F T T H 接続回線に係る F T T H 電話サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の a u でんきセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 本減額適用の適用を新たに申し込むことはできません。</p>

2 料金額

(1) 定額利用料

ア タイプⅠに係るもの

(ア) カテゴリーⅠのもの

① コースⅢのもの

a 定額利用料

(a) (b)以外のもの

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

(b) プランⅢに係るもの

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	F T T H サービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	F T T H サービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヶ月以内のもの	税抜額 5,100 円
	F T T H サービスの利用月数が 25 ヶ月以上のもの	税抜額 5,000 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

b F T T H 電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
F T T H 電話サービス加算額 1	—
F T T H 電話サービス加算額 2	税抜額 4,330 円

(イ) カテゴリーⅡのもの

a 定額利用料

(a) (b)以外のもの

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

(b) プランⅢに係るもの

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	F T T H サービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	F T T H サービスの利用月数が 13 ヶ月以上	税抜額 5,100 円

	24 ヶ月以内のもの	
	F T T Hサービスの利用月数が 25 ヶ月以上 のもの	税抜額 5,000 円
F T T H電話サービス		税抜額 500 円

b F T T H電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
F T T H電話サービス加算額 1	—
F T T H電話サービス加算額 2	税抜額 4,330 円

(ウ) カテゴリーⅢのもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	税抜額 5,300 円
F T T H電話サービス	税抜額 500 円

b F T T H電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
F T T H電話サービス加算額 1	税抜額 1,000 円
F T T H電話サービス加算額 2	税抜額 1,000 円

イ タイプⅡに係るもの

(ア) カテゴリーⅠのもの

① コースⅠのもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,800 円
	プランⅡ	税抜額 3,800 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

b F T T H 電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
F T T H 電話サービス加算額 1		税抜額 1,000 円
F T T H 電話サービス加算額 2		税抜額 1,000 円

② コースⅡのもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,500 円
	プランⅡ	税抜額 3,500 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

b F T T H 電話サービス加算額

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
F T T H 電話サービス加算額 1		税抜額 1,000 円
F T T H 電話サービス加算額 2		税抜額 1,000 円

(イ) カテゴリーⅡのもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 5,100 円
	プランⅡ	税抜額 5,100 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

(ウ) カテゴリーⅢのもの

① コースⅡのもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 4,150 円

	プランⅡ	税抜額 4,150 円
F T T H 電話サービス		税抜額 500 円

ウ タイプⅢに係るもの

(ア) カテゴリーⅠのもの

① コースⅠのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

(a) 同一棟内戸数が100以上300未満の場合

1契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が1戸ごとに	税抜額 700 円

(b) 同一棟内戸数が 300 以上の場合

1契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が1戸ごとに	税抜額 450 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	税抜額 2,400 円
F T T H電話サービス	税抜額 500 円

b F T T H電話サービス加算額

1ユーザコードごとに月額

区分	料金額
F T T H電話サービス加算額 1	税抜額 1,330 円
F T T H電話サービス加算額 2	税抜額 1,430 円

② コースⅡのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1契約ごとに月額

区分	料金額
基本額	税抜額 75,000 円
加算額 戸数が1戸ごとに	税抜額 2,500 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	—
F T T H電話サービス	税抜額 1,500 円

③ コースⅢのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が1戸ごとに	税抜額 2,500 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	—
F T T H 電話サービス	税抜額 1,330 円

(イ) カテゴリーⅢのもの

① コースⅡのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
基本額	税抜額 94,500 円
加算額 戸数が1戸ごとに	税抜額 3,150 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	—
F T T H 電話サービス	税抜額 1,500 円

エ タイプⅣに係るもの

(ア) カテゴリーⅠのもの

① コースⅠのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,800 円
	プランⅡ	税抜額 3,800 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	—
F T T H 電話サービス	税抜額 500 円

② コースⅡのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,500 円
	プランⅡ	税抜額 3,500 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	—
F T T H 電話サービス	税抜額 500 円

(イ) カテゴリーⅡのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 5,100 円
	プランⅡ	税抜額 5,100 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
----	-----

インターネットサービス	—
F T T H電話サービス	税抜額 500 円

(ウ) カテゴリーⅢのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 4,150 円
	プランⅡ	税抜額 4,150 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス		—
F T T H電話サービス		税抜額 500 円

オ タイプVに係るもの

(ア) カテゴリーⅠのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

(a) (b)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円

(b) プランⅢに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	FTTHサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	FTTHサービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヶ月以内のもの	税抜額 5,100 円
	FTTHサービスの利用月数が 25 ヶ月以上のもの	税抜額 5,000 円

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	—
	プランⅡ	—
	プランⅢ	—
FTTH電話サービス		税抜額 500 円

(イ) カテゴリーⅡのもの

A 基本契約に係るもの

a 定額利用料

(a) (b)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円

(b) プランⅢに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	FTTHサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	FTTHサービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヶ月以内のもの	税抜額 5,100 円

	F T T Hサービスの利用月数が 25 ヶ月以上のもの	税抜額 5,000 円
--	------------------------------	-------------

B 利用契約に係るもの

a 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	—
	プランⅡ	—
	プランⅢ	—
F T T H電話サービス		税抜額 500 円

(2) 利用料（F T T H電話サービスに係るものに限ります。）

ア イ及びウ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)以外のもの

区分	料金額（3分までごとに）
利用料	税抜額 8 円

(イ) 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額（1分までごとに）
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	税抜額 15.5 円
上記以外のもの	税抜額 16 円

(ウ) P H S 事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに 税抜額 10 円
	上欄に定める利用料のほか 60秒までごとに税抜額 10 円

(エ) 削除

(オ) 別記 15(3)に定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額（1分までごとに）
利用料	税抜額 8 円

(カ) 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号に係るもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに 税抜額 40 円
	上欄に定める利用料のほか 40秒までごとに税抜額 10 円

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（1分までごとに）
アジア 1	30 円
アジア 2	30 円
アジア 3	45 円
アジア 4	63 円
アジア 5	72 円
アジア 6	77 円
アジア 7	105 円
アジア 8	107 円
アジア 9	113 円
アジア 10	127 円
アジア 11	130 円
アジア 12	153 円
アジア 13	159 円
アジア 14	213 円
アジア 15	227 円

アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円
アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円
アメリカ9	115円
アメリカ10	230円
オセアニア1	57円
オセアニア2	9円
オセアニア3	50円
オセアニア4	72円
オセアニア5	80円
オセアニア6	112円
オセアニア7	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	42円
ヨーロッパ3	92円
ヨーロッパ4	102円
ヨーロッパ5	142円
ヨーロッパ6	203円
備考 各区分における取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額 (1分までごとに)
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末6	210円
特定衛星端末7	686円
備考	

- 1 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。
- 2 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。

(イ) 非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、約款第44条（定額利用料の支払義務）及び約款第45条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容						
<p>(1) FTTN電話サービスに係る通信時間の測定等</p>	<p>ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 748 774 786">区分</th> <th data-bbox="774 748 1461 786">時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 786 774 913">開始時刻</td> <td data-bbox="774 786 1461 913">請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 913 774 996">終了時刻</td> <td data-bbox="774 913 1461 996">当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻	終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
	区分	時刻					
	開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻					
	終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻					
<p>備考</p> <p>1 当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。</p> <p>2 当社電話交換局が会議音声通信を接続する場合において、1に規定する装置又は代行業者による応答があったときは、その旨を請求者に通知します。</p>							
<p>ウ イの規定にかかわらず、会議音声通信の途中で対話者の追加又は退去があった場合において、その追加又は退去した対話者に係る会議音声通信基本料又は本邦側付加料の算定を行うときは、その会議音声通信の開始時刻又は終了時刻は次により取り扱います。</p> <p>(ア) 対話者を追加する場合の開始時刻 請求者の電話設備がその対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者がその対話者の追加を請求者に告げた時刻</p> <p>(イ) 対話者が退去した場合の終了時刻 当社電話交換局の交換設備がその対話者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</p>							
<p>エ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定</p>							

	<p>する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>オ エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) 契約者回線又は加入契約回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>カ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください</p> <p>キ 当社は、カの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、エ及びオの規定に従って調整します。</p> <p>ク カの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ケ カに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、キ又はクに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>(2) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が</p>

	<p>最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>	
<p>(3) 付加機能利用料の適用の除外</p>	<p>インターネット契約者が当社所定の契約申込書により、利用するインターネット契約の解除の申出をし、同時に新たにインターネット契約又は当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けた場合において、当社がインターネット契約の解除を行った日の属する料金月の付加機能利用料（インターネット契約者が利用している電子メールサービス、ホームページサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る月額利用料に限ります。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払を要しません。</p>	
<p>(4) 複数の付加機能の提供を受けることを条件とする付加機能利用料の適用</p>	<p>その料金月の初日において、1のF T T H電話契約（1のユーザコードにおいて2のF T T H電話契約を締結している場合は、その2のF T T H電話契約とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める付加機能のうち、異なる2以上の付加機能の提供を受けている場合、その1のF T T H電話契約に係る付加機能利用料の合計額について、2（料金額）の規定にかかわらず、税抜額500円を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="472 1151 1461 1272"> <tr> <td> <p>発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、着信用通信路設定サービス、発信電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス</p> </td> </tr> </table>	<p>発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、着信用通信路設定サービス、発信電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス</p>
<p>発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、着信用通信路設定サービス、発信電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス</p>		

2 料金額

ア 電 子 メ ー ル サ ー ビ ス	電子メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して当社がF T T Hサービス取扱所に設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるもの及び本サービスで使用するメールアドレスを追加することができるもの。		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	5のメールアドレスまで月額	—
6以上のメールアドレスについて、追加する1のメールアドレスごとに月額		税抜額 250 円	
備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。以下、この備考において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスで使用するメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>(ウ) 当社は、インターネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、本サービスの利用内容の変更を行います。</p> <p>(エ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) 電子メール容量（電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。）及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p>		

イ ホ ー ム ペ ー ジ サ ー ビ ス	情報公開のためのデータベースのアドレス（以下「ホームページアドレス」といいます。）を使用してF T T Hサービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができるもの及び本サービスで使用するホームページアドレス及びホームページ容量（ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。）を追加することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1のホームページアドレスまで月額	—
2以上のホームページアドレスについて、追加する1のホームページアドレスごとに月額		税抜額 50 円	
備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。以下、この備考において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスで使用するホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>(ウ) ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(エ) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に本サービスにおいて蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>(オ) 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で本サービスが利用されていると認められた場合は、現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>(カ) 当社は、(オ)の規定により現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止をされたインターネット契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p>		

	<p>す。</p> <p>(キ) (エ)から(カ)までの規定により、現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止若しくは消去又は本サービスの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ク) 当社は、インターネット契約者が一定期間本サービスの情報の蓄積を行わないときは、そのインターネット契約者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該インターネット契約者にお知らせします。</p> <p>(ケ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害（(エ)から(カ)までの規定及び(ク)の規定により現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止若しくは消去又は本サービスの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>
--	--

ウ 削除

エ パ ケ ッ ト 通 信 ア ク セ ス サ ー ビ ス	<p>パケット通信アクセス回線(別表3に定める契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。)から行われるパケット通信(パケット交換方式により符号の伝送を行う通信をいいます。)をアクセスポイント又は相互接続点へ接続することができるもの</p>	
	備考	<p>本サービスは、インターネット契約者(タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。)に限り提供します。</p>

オ 電 子 メ ー ル 条 件 着 信 サ ー ビ ス	<p>電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に送信された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子メールをメール蓄積装置に蓄積することができるようにするもの</p>		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1メールアドレスごとに月額	税抜額 150円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット契約者(タイプⅣ又はタイプⅤを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて、インターネット契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 本サービスと電子メール条件転送サービスを同時に利用する場合は、本サービスの機能を提供した後に、電子メール条件転送サービスの機能を提供します。</p>	

ビス	(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
----	--

カ 電 子 メ ー ル 条 件 転 送 サ ー ビ ス	電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に蓄積された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子メールを当該インターネット契約者があらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1メールアドレスごとに月額	税抜額 150円
	備考	(ア) 本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）に限り提供します。 (イ) 本サービスにおいて、インターネット契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 本サービスと電子メール条件着信サービスを同時に利用する場合は、電子メール条件着信サービスの機能を提供した後に、本サービスの機能を提供します。 (エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。	

キ 発 信 電 気 通 信 番 号 非 通 知 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線から行う音声通信（番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110又は119に限りです。）をダイヤルして行う音声通信その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	
	備考	本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。

ク 発 信 電 気 通 信	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 400円
	備考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 当社は、本サービスを利用しているF T T H電話契約者（以下「発信電気	

番号表示サービス	<p>通信番号表示サービス利用者」といいます。)から請求があったときは、発信電気通信番号通知要請サービス又は発信電気通信番号通信中表示サービスを提供します。</p>
----------	--

ケ 発信電気通信番号通知要請サービス	F T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 200 円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>	

コ 迷惑電話拒絶サービス	本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 700 円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	

サ 着信用	音声通信中に他から着信がある場合に、現に通信中の音声通信に係る通信路に加え、その着信に係る通信路を設定するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 300 円
	備考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。	

通信路設定サービス	考	(イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
-----------	---	--

シ 特 定 音 声 通 信 発 信 規 制 サ ー ビ ス		本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの
	備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

ス 特 定 通 信 着 信 規 制 サ ー ビ ス		本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者がそのF T T H電話契約に係るF T T H接続回線へ着信する、当社が別に定める通信を行うことができないようにするもの
	備 考	(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのF T T H電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

セ 送 信		電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスから送信された電子メールにコンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、当該電子メールを本サービスに係るメール蓄積装置から転送できないよう
-------------	--	---

電子メールウィルスチェックサービス	にするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1メールアドレスごとに月額	税抜額 240円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	

ソ発信電気通信番号通信中表示サービス	F T T H電話契約（着信用通信路設定機能を利用しているものに限ります。）に係るF T T H接続回線へ通知される発信電気通信番号を通信中表示することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 100円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、発信電気通信番号を表示できない場合があります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

タ着信転送サービス	F T T H電話契約に係るF T T H接続回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送ができる機能		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 F T T H電話契約ごとに月額	税抜額 500円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されているF T T H接続回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。</p>	

ビス	<p>ん。</p> <p>(ウ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。</p> <p>(エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているF T T H接続回線への音声通信と本サービスを利用しているF T T H接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(ク) 当社は、F T T H電話サービスの利用の一時中断を行っているF T T 接続回線について、そのF T T H接続回線の設置場所について家主等から異議の申立てがあり当社が必要と認める場合、利用契約者にそのF T T H接続回線の設置場所を変更していただきます。</p> <p>この場合において、利用契約者がその設置場所を変更しないときは、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(ケ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(コ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
----	---

チ K D I 電 話 a u で 着 信 確 認 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u (W I N)通信サービス契約約款に定めるa uサービス（a uパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u (L T E)通信サービス契約約款に定めるL T Eサービス（L T Eデュアルに限ります。）の契約者回線又はM V N O事業者（当社が提供するa u (W I N)通信サービス又はa u (L T E)通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、当社が別にさだめるものに限ります。以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「a u回線等」といいます。）に通知する機能</p> <p>備考</p> <p>(ア) 本サービスの利用を請求したF T T H電話契約者は、着信情報を通知するa u回線等に係る電話番号（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u (W I N)通信サービス契約約款、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u (L T E)通信サービス契約約款又はM V N O事業者のその電気通信サービスに係る契約約款等に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。</p> <p>(イ) 着信情報とは次の通りとします。</p> <p>① 本サービスの利用の請求をしたF T T H電話契約者に係るF T T H接続回</p>
---	---

	<p>線に発信した発信者電話番号</p> <p>② 着信日時</p> <p>③ 着信時の状態（応答、無応答、話中、転送）</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

ツ 番号 ポ ー タ ビ リ テ ィ サ ー ビ ス	<p>この機能を利用するF T T H電話契約者又は特別F T T H電話契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの</p>
	<p>備考</p> <p>(ア) 本サービスは、F T T H電話契約者又は特別F T T H電話契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、F T T H電話契約者又は特別F T T H電話契約者がF T T H接続回線の終端の場所を変更した場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(ウ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。</p>

テ お う ち ト ラ ブ ル サ ポ ー ト サ ー ビ ス	水まわり、電気設備、ガス設備、鍵等のトラブルについて、当社が別に定める者による応急対応を受けることができるもの			
	区分	単位		料金額
	定額利用料	① ②以外	1インターネット契約又は1基本契約ごとに月額	税抜額 400円
	② タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限りませう。）	1インターネット契約又は1基本契約ごとに月額	インターネットサービスの月額利用料に含みます。	
	備考			
	<p>(ア) 本サービスは、インターネット契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）又はタイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いの適用を受けるものを除きます。）に限りませう。）又は基本契約者（タイプⅣであって、当社が別に定めるものに限りませう。）に限り提供します。</p> <p>(イ) (ア)の規定によるほか、当社が別に定める基本契約者（タイプⅣに限りませう。）については、プラン種別がプランⅡのものに限り本サービスを提供します。</p> <p>(ウ) 本サービスに関する損害賠償の取扱い及びその他の提供条件は、当社の「おうちトラブルサポートサービス規約」に定めるところによります。</p>			

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、約款第65条の2（相互接続番号案内）及び約款第65条の3（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	税抜額 200 円

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 適用

F T T Hサービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第46条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金及び工事費の適用	
(1) F T T H接続回線の新設に関する費用の適用	<p>ア F T T H接続回線の新設に関する費用については、タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅣ又はタイプⅤのものは利用契約者に、タイプⅢのものは基本契約者に支払っていただきます。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次の場合には、F T T H接続回線の新設に関する費用の支払を要しません。</p> <p>(ア) 料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める低速品目に係るV D S L装置等に係る料金の支払形態として、月額料金の支払いを要するものを選択したとき。</p> <p>(イ) そのF T T Hサービスのタイプ種別がタイプⅢ（コースⅢに限りませ。）であるとき。</p> <p>ウ 当社は、利用契約者から請求があったときは、F T T H接続回線の新設に関する費用（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限りませ。以下このウにおいて同じとします。）、タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けているインターネット契約に係るものを除きませ。以下このウにおいて同じとします。）、タイプⅣ又はタイプⅤに限りませ。）について、タイプⅠ又はタイプⅤは30回に、タイプⅡ又はタイプⅣは24回に分割した料金での適用（以下、「分割払い」といひませ。）を行います。</p> <p>ただし、次の場合には分割払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割払いの申込みをした者が当社と締結しているF T T Hサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 当社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>エ 利用契約者は、分割支払金を、本約款で定める支払期日までに、本約款記載の支払方法により、当社に支払うものとします。</p> <p>オ 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失ひ、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(ア) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき。</p> <p>(イ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ウ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(エ) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p>

	(オ) F T T Hサービスの契約が解除されたとき。
(2) 手続きに関する料金及び工事費の算定	F T T H接続回線の新設に関する費用(タイプⅢ(コースⅡに限ります。))に限ります。は、同一棟内戸数が30戸までの部分について基本額とし、戸数が30戸を超える部分については、1戸ごとの加算額を加算して算定します。
(3) 割増工事費の適用	<p>ア 利用契約者(タイプⅠ又はタイプⅤに限ります。))からの請求により、当社又は協定事業者の工事(F T T H接続回線の新設に係るものに限ります。))を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。))に行った場合は、1の工事毎に税抜額3,000円を加算して適用します。</p> <p>イ 割増工事費については、利用契約者に支払っていただきます。</p> <p>ウ 利用契約者(タイプⅠ(カテゴリーⅢに限ります。))に限ります。))からの請求により、F T T H接続回線の新設に関する工事と当社の特定T V再送信サービス契約約款に定める特定T V再送信サービスの基本工事を同時に行った場合、当社は、アの規定にかかわらず、割増工事費の適用を除外します。</p>
(4) 利用契約の締結に関する工事費の適用	<p>ア 利用契約の締結に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。</p> <p>イ 1の利用契約者からの申込み又は請求により、1のユーザコードに係る次の工事について、同時に2以上の工事を施工する場合は、次の工事ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。</p> <p>(ア) 2(料金額)(2)(利用契約の締結に関する工事費)アに関する工事</p> <p>(イ) 2(料金額)(2)(利用契約の締結に関する工事費)イに関する工事</p> <p>(ウ) 当社の有料放送役務契約約款に定めるT Vサービスの契約締結に関する工事</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、タイプⅢ(コースⅢに限ります。))については、2(料金額)(2)(利用契約の締結に関する工事費)アに関する工事費の支払いを要しません。</p>
(5) 付加機能に関する工事費の適用の除外	<p>ア 付加機能に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。</p> <p>イ インターネット契約者又は当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により、新たにインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けた場合、付加機能に関する工事に係る工事費について、2(料金額)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p>
(6) 修理又は移設に関する工事費の適用	<p>修理又は移設に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。</p> <p>ア 修理工事費</p> <p>利用契約者(タイプⅠ(カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。))又はタイプⅤに限ります。))の責めに帰すべき理由により、F T</p>

	<p>ＴＨ接続回線（ＦＴＴＨ接続回線の終端のある建物内のＦＴＴＨ接続回線に限ります。）が故障した場合及び回線終端装置（ＦＴＴＨ接続回線の終端に当社が設置する装置をいいます。以下同じとします。）が故障した場合において、その修理に要する工事に適用します。</p> <p>イ 移設工事費 利用契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。）又はタイプⅤに限ります。）からの請求によりＦＴＴＨ接続回線（ＦＴＴＨ接続回線の終端のある建物内のＦＴＴＨ接続回線に限ります。）、回線終端装置及びローゼットを移設（同一建物内で移転する場合をいいます。）する工事に適用します。</p>
(7) 撤去に関する工事費の適用	<p>ア 利用契約者からの請求（ＦＴＴＨ契約を解除した後に行われる請求を含みます。）により当社がＦＴＴＨ接続回線を撤去する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。）又はタイプⅤに限ります。）に適用します。</p> <p>イ 撤去に関する工費費については、利用契約者に支払っていただきます。</p>
(8) 手続きに関する料金及び工事費の適用除外又は減額適用	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続き又は工事の態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金及び工事費の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

(1) ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用

ア タイプⅠ又はタイプⅡのもの

区分	単位	料金額
(ア) (イ)から(エ)以外のもの	1 ユーザコードごとに	税抜額 30,000 円
(イ) インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けているインターネット契約に係るＦＴＴＨサービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 12,000 円
(ウ) (エ)以外のタイプⅠに係るＦＴＴＨサービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 37,500 円
(エ) タイプⅠ（カテゴリーⅢに係るものに限ります）に係るＦＴＴＨサービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 20,000 円

イ タイプⅢのもの

区分	単位	料金額
(ア) (イ)以外のもの ① コースⅠのもの ② コースⅡのもの	同一棟内戸数 1 戸ごとに	税抜額 15,000 円

a 基本額	1基本契約ごとに	税抜額 450,000 円
b 加算額	1戸ごとに	税抜額 15,000 円
(イ) VDSL装置等を利用するFTTHサービス		
① コースⅠのもの	同一棟内戸数1戸ごとに	税抜額 17,000 円
② コースⅡのもの		
a 基本額	1基本契約ごとに	税抜額 510,000 円
b 加算額	1戸ごとに	税抜額 17,000 円

ウ タイプⅣのもの

区分	単位	料金額
タイプⅣに係るFTTHサービス	1基本契約ごとに	税抜額 30,000 円

エ タイプⅤのもの

区分	単位	料金額
タイプⅤに係るFTTHサービス	1基本契約ごとに	税抜額 37,500 円

(2) 利用契約の締結に関する工事費

	区分	単位	料金額
ア インターネットサービス	(ア) (イ)以外の場合	1利用契約ごとに	税抜額 3,000 円
	(イ) FTTH電話契約者又はTV契約者からの請求であって、その請求がFTTH電話サービス又はTVサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	1利用契約ごとに	税抜額 800 円
イ FTTH電話サービス	(ア) (イ)以外の場合	1利用契約ごとに	税抜額 3,000 円
	(イ) インターネット契約者又はTV契約者からの請求であって、その請求がインターネットサービス又はTVサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	1利用契約ごとに	税抜額 800 円

(3) 電気通信番号に関する工事費

区分	単位	料金額
電気通信番号の変更に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 2,000 円

(4) 付加機能に関する工事費

区分	単位	料金額
ア 電子メールサービスの利用内容の変更（メールアドレスの変更に係るものに限ります。）に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 300円
イ 電子メール条件着信サービス	1のメールアドレスごとに	税抜額 100円
ウ 電子メール条件転送サービス	1のメールアドレスごとに	税抜額 100円

(5) 修理又は移設に関する工事費

区分	単位	料金額
ア 修理工事		
(ア) FTTN接続回線に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 10,000円
(イ) 回線終端装置に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 14,000円
イ 移設工事		
(ア) FTTN接続回線に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 10,000円
(イ) 回線終端装置及びローゼットに係るもの	1の工事ごとに	税抜額 2,000円

(6) 撤去に関する工事費

区分	単位	料金額
撤去に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 10,000円

第5 附帯サービスに関する料金等

1 重複掲載料

(1) 適用

重複掲載料の適用については、別記8（重複掲載料）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
重複掲載料	1 掲載ごとに年額	税抜額 500 円

2 音声通信明細書の発行料

(1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記16（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
発行料	1 発行ごとに	税抜額 100 円

3 端末設備に係る料金等

(1) 端末設備に係る料金

ア 適用

端末設備に係る料金の適用については、別記18（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(ア) VDSL装置等の料金の適用	<p>① タイプⅡに係るVDSL装置等には、低速品目と高速品目の品目があり、利用契約者は、あらかじめいずれか1の品目を選択していただきます。</p> <p>ただし、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けない場合は、低速品目を選択できません</p> <p>② 低速品目に係るVDSL装置等に係る料金の支払形態には、料金の支払いを要しないものと月額料金の支払いを要するものがあり、インターネット契約者は、あらかじめいずれか1の支払形態を選択していただきます。</p> <p>③ ②の支払形態の変更は、できないものとします。</p> <p>④ VDSL装置等を用いた通信については、そのVDSL装置等に接続される引込線の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。</p> <p>⑤ VDSL装置等を用いた通信については、当社が別に定める速度までの符号伝送が可能なものとなります。</p> <p>⑥ VDSL装置等の料金（タイプⅢに限ります。）については、基本契約者に支払っていただきます。</p>
(イ) VDSL装置等の料金の算定	VDSL装置等に係る料金額（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）は、同一棟内戸数が30戸までの部分について基本額とし、戸数が30戸を超える部分については、1戸ごとの加算額を加算して

	算定します。
(ウ) ONU装置等の料金の適用	ONU装置等の料金(タイプⅢ(コースⅠ又はコースⅡに限ります。))に限ります。))については、基本契約者に支払っていただきます。
(エ) ONU装置等の料金の算定	ONU装置等に係る料金額(タイプⅢ(コースⅡに限ります。))に限ります。))は、同一棟内戸数が30戸までの部分について基本額とし、戸数が30戸を超える部分については、1戸ごとの加算額を加算して算定します。

イ 料金額

区分	単位	料金額
VDSL装置等 (ア) タイプⅡ又はタイプⅣのもの	1VDSL装置等ごとに月額	税抜額 400円
(イ) タイプⅢのもの ① コースⅠのもの	同一棟内戸数1戸ごとに月額	税抜額 400円
② コースⅡのもの a 基本額 b 加算額	1基本契約ごとに月額 1戸ごとに月額	税抜額 12,000円 税抜額 400円
ONU装置等 (ア) タイプⅡ又はタイプⅣのもの	1ONU装置等ごとに月額	税抜額 500円
(イ) タイプⅢのもの ① コースⅠのもの	同一棟内戸数1戸ごとに月額	税抜額 500円
② コースⅡのもの a 基本額 b 加算額	1基本契約ごとに月額 1戸ごとに月額	税抜額 15,000円 税抜額 500円

(2) 端末設備に係る工事に関する費用

ア 適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記18(端末設備の提供)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
端末設備のポートの收容の変更に関する工事費の適用	利用契約者(タイプⅡ(カテゴリーⅠに限ります。))、タイプⅢ(カテゴリーⅠに限ります。))又はタイプⅣ(カテゴリーⅠに限ります。))からの請求により、当社が端末設備のポートの收容を変更する工事に適用します。

イ 工事に関する費用の額

区分	単位	料金額
VDSL装置等の品目の変更に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 800円

VDSL装置等のポートの 収容の変更に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 6,000円
-----------------------------	---------	------------

4 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記21（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	
支払証明書の発行 手数料の適用	基本契約者又は利用契約者は、(2)（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	税抜額 400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

5 払込取扱票の発行等手数料

(1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 22（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行 等手数料の適用	基本契約者又は利用契約者は、そのFTTH接続回線について、以下のいずれかに該当する場合、(2)（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (イ) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円

6 窓口取扱等手数料

(1) 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第44条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は1のF T T H電話契約にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日にF T T H電話の提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第44条の2の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	税抜額3円

別表 1 削除

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 外国との音声通信に係るもの

(1) 自動音声通信

区分	取扱地域
アジア1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア2	台湾
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	インド
アジア8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア10	東ティモール
アジア11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	イエメン共和国
アジア14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア16	フィリピン共和国
アジア17	マレーシア
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国

アメリカ1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共

	和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末6	インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末7	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）

(2) 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア1	【大韓民国】
アジア2	【香港】、【マカオ】
アジア3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア4	【台湾】
アジア5	【シンガポール共和国】
アジア6	【フィリピン共和国】
アジア7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア10	【インド】
アジア11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア13	アフガニスタン・イスラム共和国
アフリカ1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共

	和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アフリカ2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ3	西サハラ
アメリカ1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ2	【カナダ】
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーク島、ミッドウェー島
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナ

	コ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マデイラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
特定衛星端末 5	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）
特定衛星端末 6	インマルサットF型
特定衛星端末 7	インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
備考	【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域

別表3 パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u 契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約	a u (L T E) 通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約	a u (L T E) 通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	一般ウィルコム通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつかない放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	一般ウィルコム沖縄通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつかない放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

別表4 番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者

事業者の名称
KDDI株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
楽天コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社
株式会社ジュピターテレコム
株式会社Q T n e t
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
アルテリア・ネットワークス株式会社
株式会社S T N e t
東北インテリジェント通信株式会社
Z I P T e l e c o m株式会社
株式会社NTTドコモ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

別表5 番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
東京テレメッセージ株式会社

附則

(実施時期)

1 この約款は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事(料金表第 4 (工事費) 2 (工事費の額) (1) 欄のア ((エ) (コース I に係るものに限ります。)) に係るものを除きます。)に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 16 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 29 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 31 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 12 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 1 月 29 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 1 月 30 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 19 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 28 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 27 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 6 月 10 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 7 月 22 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年12月22日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年1月12日から実施します。但し、料金表第1（基本利用料）1（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のイに規定する音声通信に係るものに限り、）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年8月1日から適用するものとします。
(経過措置)
- 2 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅡのものに限り、）のものに限り、）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。但し、料金表別表1（音声通信における当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約等）1（当社又は協定事業者に係る契約等）の2）の才及び料金表別表3（パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約）については、平成17年2月2日から適用するものとします。
(経過措置)
- 2 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限り、）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限り、）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した

日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（F T T Hサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 3 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年2月9日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年3月11日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年5月18日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年5月23日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成 17 年 6 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（（エ）（コース I に係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 3 この約款実施の日から平成 17 年 6 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（コース I のものに限ります。）及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプ III の基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプ III の基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この約款実施の日から平成 17 年 6 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（コース I のものに限ります。）及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 17 年 6 月 15 日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この約款実施の日から平成 17 年 7 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（（エ）（コース I に係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 3 この約款実施の日から平成 17 年 7 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I（コース I のものに限ります。）及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した

日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（F T T Hサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 4 この約款実施の日から平成17年7月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 料金表第1（基本利用料）1（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のⅠに規定する音声通信に係るものに限ります。）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年10月1日から適用するものとします。
- 3 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のⅠ（Ⅰ）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のⅠ（Ⅰ）（コースⅠに係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（F T T Hサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、そ

の支払を要するものとします。

- 6 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（FTTHサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 7 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 8 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年8月23日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のア（（エ）（コースⅠに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、その支払を要しません。但し、

本則第51条（F T T Hサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 4 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年9月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ADSL接続サービス（コースⅡに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。）又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 料金表第1（基本利用料）1（適用）（13）欄に規定する基本利用料の算定（（11）欄のⅠに規定する音声通信に係るものに限ります。）及び（17）欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年12月1日から適用するものとします。
- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のⅠ（（Ⅰ）（コースⅠに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 4 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、その支払を要しません。但し、本則第51条（FTTHサービスに係る最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年10月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1（基本利用料）1（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（当該音声通信の発信に係るFTTH電話契約がタイプⅠ（コースⅡであるものに限ります。）であるものに限ります。）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年12月1日から適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 17 年 11 月 24 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 17 年 11 月 28 日から実施します。

(経過措置)

- 2 料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (13) 欄に規定する基本利用料の算定 ((11) 欄のイに規定する音声通信に係るものに限り) 及び (17) 欄の加算額の適用に関する部分については、平成 18 年 2 月 1 日から適用するものとします。
- 3 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事 (料金表第 4 (工事費) 2 (工事費の額) (1) 欄のア ((ウ) 又は (エ) (カテゴリー I (コース I に係るもの) に限り) に係るもの) に係るものを除きます) に係るものに限り) に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この約款実施の日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事 (料金表第 4 (工事費) 2 (工事費の額) (1) 欄のア ((エ) (カテゴリー II に係るもの) に限り) に係るもの) に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I (カテゴリー I (コース I のもの) に限り) のもの) 及びタイプ II (料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のもの) に限り) のものを除きます) の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 この約款実施の日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I (カテゴリー II のもの) に限り) のもの) の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 7 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I 及びタイプ II (料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のもの) に限り) のものを除きます) の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料 (タイプ III 又はタイプ IV の基本契約に係る定額利用料を除きます) 及び端末設備に係る月額料金 (タイプ III の基本契約に係るものを除きます) について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条 (F T T H サービスに係る最低利用期間) 第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 8 この約款実施の日から平成 18 年 1 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I (カテゴリー II のもの) に限り) のもの) の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料 (インターネットサービスに係るものに限り) を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、そ

の支払を要しません。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払い義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ADSL接続サービス（コースⅡに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。）又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成18年2月1日から平成18年3月31日までの間に開始された音声通信で、FTTH電話サービス（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）、タイプⅡ、タイプⅢ並びにタイプⅣであるものに限ります。）に係るFTTH接続回線から他のFTTH接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に規定するメタルプラス電話契約、光ダイレクトサービス契約約款に規定する光ダイレクト電話契約又はケーブルプラス電話契約約款に規定するケーブルプラス電話契約に係る電気通信回線への音声通信については、料金表 第1基本利用料 1適用 8)の規定は適用しないものとしします。

3 平成18年2月1日から平成18年3月31日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（ウ）又は（エ）（カテゴリーⅠ（コースⅠに係るものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとしします。

4 平成18年2月1日から平成18年2月28日までの間において、基本工事に関する工事

- (料金表第4(工事費)2(工事費の額)(1)欄のア((エ)(カテゴリーⅡのものに限ります。))に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 5 平成18年2月1日から平成18年3月31日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅠ(コースⅠのものに限ります。))又はカテゴリーⅡに係るものに限ります。))及びタイプⅡ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。))のものを除きます)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 平成18年2月1日から平成18年2月28日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅡのものに限ります。))のものに限ります。))の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 7 平成18年2月1日から平成18年3月31日までの間において、利用契約(タイプⅠ及びタイプⅡ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。))に係るものを除きます)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第51条(FTTHサービスに係る最低利用期間)第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 8 平成18年2月1日から平成18年2月28日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅡに係るものに限ります。))のものに限ります。))の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の11ヶ月後の料金月までの間における定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。))を税抜額1,000円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額1,000円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払い義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成18年3月1日から平成18年5月31日までの間において、基本工事に関する工事(料金表第4(工事費)2(工事費の額)(1)欄のア((エ)(カテゴリーⅡのものに限ります。))に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払を要するも

のとします。

- 3 平成 18 年 3 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリー II に係るものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 5 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 平成 18 年 3 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第 1 種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ADSL 接続サービス（コース II に係る第 2 種 ADSL 接続サービスを除きます。）又は T E P C O ひかり対応サービスに限ります。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（ウ）又は（エ）（カテゴリー I のものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとしします。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとしします。
- 4 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとしします。

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）又は（エ）（カテゴリー I のものに限ります。）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 3 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリー II に係るものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 5 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 7 月 10 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 6 月 1 日より実施する附則 3 及び 5 についてはタイプ V には適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のア（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）又は（エ）（カテゴリー I のものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 3 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリー II に係るものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,400 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I 及びタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I に係るものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 3 日から実施します。但し、料金表第 5 (附帯サービスに関する料金等) に規定する ONU 装置等の提供については、平成 18 年 12 月 1 日から適用するものとします。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 10 月 3 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I 及びタイプ II (料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。)に係るものを除きます。)の申込みをした者は、当社がその契約を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる端末設備 (ONU 装置等に限ります。)に係る月額料金について、その支払いを要しません。但し、本則第 51 条 (FTTH サービスに係る最低利用期間) 第 3 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 第 1 基本利用料 1 適用 1) の 2 に定めるカテゴリー II について、平成 17 年 11 月 28 日以前に提供を開始したものは、カテゴリー I とみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）（6）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 8 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）又はタイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払いを要しません。但し、本則第 51 条（F T T H サービスに係る最低利用期間）第 3 項に定める料金については、その支払い

を要するものとします。

- 9 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払いを要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 19 年 4 月 27 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）（6）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたとき

- は、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 8 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 11ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 9 この改正規定実施の日から平成 19 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のアの(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はエに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）(6)欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用

については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 4 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプ V に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1) 欄の A の（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 6 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成 19 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はエに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）（6）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 6 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料と

してみなして取り扱います。

- 8 この改正規定実施の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 1 1 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1) 欄のアの(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はエに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）(6) 欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 1 1 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 1 1 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1) 欄のアの(ア)、(イ)又は(ウ)（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。
- 6 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢ

- に係るものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 11ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 20 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のアの(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第 4（工事費）1（適用）(6)欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 20 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 5ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 20 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）(1)欄のアの(ア)、(イ)又は(ウ)（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条

- (工事費の支払義務) 第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、利用契約(タイプⅢに係るものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払義務)第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
 - 6 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等を利用するもの(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限り、申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の7ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,539円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 7 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるONU装置等を利用するものに限ります。)のものに限り、申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の7ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,439円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 8 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)のものに限り、申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の7ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,939円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年11月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までに、基本工事に関する工事(料金表第4(工事費)2(工事費の額)(1)欄の(エ)(カテゴリーⅢに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申し込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費(料金表第4

- (工事費) 1 (適用) (6) 欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。)について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 平成 20 年 3 月 31 日までに、利用契約 (タイプ I (カテゴリーⅢに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 平成 20 年 3 月 31 日までに、利用契約 (タイプ I (カテゴリーⅢに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料 (インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 平成 20 年 3 月 31 日までに、F T T H 電話契約 (タイプ I (カテゴリーⅢ (料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (6) 欄が適用されるものを除きます。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料 (F T T H 電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (16) 欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 平成 20 年 3 月 31 日までに、F T T H 電話契約 (タイプ I (カテゴリーⅢに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)及び番号ポータビリティ (F T T H 電話契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社の電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用するものをいいます。)の申込みをし、その番号ポータビリティの手続きを完了したときは、その F T T H 電話サービスの利用を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 4 ヶ月間、基本利用料 (但し、非自動音声通信に係るものを除きます。)、付加機能利用料、相互接続番号案内料、工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額 (以下、「合計額」といいます。)から、税抜額 500 円を毎月減額します。但し、合計額が税抜額 500 円に満たない場合は、当該合計額を減額することとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅡのものに限ります。）又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）1（適用）（6）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,891円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定めるVDSL装置等を利用するもの（料金表第1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定めるONU装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るもの

限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 9 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 20 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るもの）に限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

3 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅡのものに限ります。）又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）1（適用）（6）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

4 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

6 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

7 この改正規定実施の日から平成 20 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限

ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 8 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるONU装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、基本工事に関する工事(料金表第4(工事費)2(工事費の額)(1)欄のアの(エ)(カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払義務)第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、基本工事に関する工事(タイプⅠ(カテゴリーⅡのものに限ります。)又はタイプⅤのものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)1(適用)(6)欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条(工事費の支払義務)第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし

- た者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 20 年 8 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
 - 6 この改正規定実施の日から平成 20 年 8 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
 - 7 この改正規定実施の日から平成 20 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 8 この改正規定実施の日から平成 20 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 9 この改正規定実施の日から平成 20 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。

3 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）1（適用）（6）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。

4 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第 4（工事費）2（工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。

6 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。

7 この改正規定実施の日から平成 20 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る

る料金の取扱いを受けるインターネット契約のもの（を除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 8 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定めるONU装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年9月25日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。
ただし、料金表第1（基本利用料）1（適用）に定めるプランⅡ（タイプⅠ（カテゴリーⅠⅢのものに限ります。）に係るものに限ります。）に関する改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 21 年 7 月 31 日までの間に、プランⅡの適用を受けている基本契約者又は利用契約者がその基本契約又は利用契約の解除を行った場合、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) 2) の 4 のオの規定にかかわらず、プランⅡに係る契約解除料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施の際現に次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

F T T H サービス (タイプⅠ (カテゴリーⅡのものに限ります。))のものに限ります。)	F T T H サービス (タイプⅠ (カテゴリーⅡ (プランⅠのものに限ります。))のものに限ります。)
F T T H サービス (タイプⅠ (カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)	F T T H サービス (タイプⅠ (カテゴリーⅢ (プランⅠのものに限ります。))のものに限ります。)
F T T H サービス (タイプⅤのものに限ります。)	F T T H サービス (タイプⅤ (カテゴリーⅡ (プランⅠのものに限ります。))のものに限ります。)

4 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) に定めるプランⅠ (タイプⅠ (カテゴリーⅢのものに限ります。))に係るものを除きます。)を選択することはできません。

5 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約 (タイプⅠ (プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間 (以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料 (インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円 (当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約 (タイプⅠ (プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (6) 欄が適用されるものを除きます。))又はタイプⅤ (プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (6) 欄が適用されるものを除きます。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは (この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限り)、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間 (以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料 (電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (16) 欄の定額利用料は除きます。)) について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円 (当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
- 7 平成 20 年 9 月 30 日までにインターネット契約又は F T T H電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合は、前 2 項の規定は適用しません。
 - 8 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、F T T H接続回線の新設（料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限り）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
 - 9 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限り）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
 - 10 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限り）のものに限り）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 11 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める O N U 装置等を利用するものに限り）のものに限り）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 12 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等及び O N U 装置等を利用するものを除きます。）のものに限り）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
 - 13 この改正規定実施の日から平成 21 年 1 月 31 日までの間において、F T T H電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限り）又はタイプⅢのものに限り）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料

金月の翌料金月から起算して5ヶ月後の料金月までの間におけるF T T H電話契約に係る定額利用料（F T T H電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額534円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 14 この改正規定実施の日から平成23年7月31日までの間、利用契約（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,900円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。
- 15 前項の規定にかかわらず、平成20年8月1日から平成21年9月30日までの間において、インターネット契約（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者にF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、3料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- 16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 17 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年10月22日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、F T T H接続回線の新設に関する工事（料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）(1)欄のアの(ア)、(イ)又は備考の規定に係るものに限ります。）に係

- る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 7 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、FTTH 電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 ヶ月後の料金月までの間における FTTH 電話契約に係る定額利用料（FTTH 電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 平成 20 年 10 月 1 日より実施の附則第 5 項に規定する取扱いを受けている場合であって、

この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

9 平成 20 年 10 月 1 日より実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において」とあるのを「この改正規定実施の日から平成 21 年 7 月 31 日までの間において」に改めます。

10 平成 20 年 10 月 1 日より実施の附則第 5 項を以下のとおり改めます。

5 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11 平成 20 年 10 月 1 日より実施の附則第 6 項を以下のとおり改めます。

6 この改正規定実施の日から平成 21 年 4 月 30 日までの間において、F T T H電話契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されるものを除きます。）又はタイプⅤ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは（この改正規定実施の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限り）、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 12 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 13 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 18 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に定める F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 4 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までに、F T T H 電話契約（タイプ I

(カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)及び番号ポータビリティサービスの申込みがあり、当社がそのF T T H電話サービス及び番号ポータビリティサービスの提供を開始したときは、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して4ヶ月間、基本利用料(非自動音声通信に係るものを除きます。)、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額(以下、この項において「合計額」といいます。)について、1の料金月ごとに税抜額500円(当該料金月の合計額が税抜額500円に満たない場合は、合計額とします。)を減額します。

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成21年7月31日までの間に、プランⅡからプランⅠへのプラン種別の変更があったときは、基本契約者又は利用契約者は、料金表第1(基本利用料)1(適用)(5)欄の力の規定にかかわらず、プランⅡに係る契約解除料の支払いを要しません。

3 当社は、次のいずれかに該当する場合には、プラン種別の変更のあった日又は新たなインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供が開始された日の属する料金月(以下、この項において「プランⅡ適用開始月」といいます。)以降において、税抜額1,100円に平成20年10月からプランⅡ適用開始月の前料金月までの間(以下、この項において「返金対象期間」といいます。)の料金月の数を乗じて得た額を、当社が別に定める方法により返金する取扱いを行います。

ただし、そのプラン種別の変更前又は契約解除前のインターネット契約に基づき支払いを要することとされた定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、料金表第1(基本利用料)2(料金額)又は平成20年10月22日より実施の附則第4項(2)料金額に定める定額利用料の料金額から減額適用を受けている料金月については、返金対象期間に含みません。

(1) 平成20年9月30日までにインターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅡ(プランⅠのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅤ(カテゴリーⅡ(プランⅠのものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした利用契約者(タイプⅤの場合は、基本契約者及び利用契約者両者とします。)からの請求に基づき、この改正規定実施の日から平成21年7月31日までの間に、当社がプランⅡへのプラン種別の変更を行った場合。

(2) 平成20年10月21日までにインターネット契約(旧F T T Hサービス・タイプⅠ(コースⅡ)のものに限ります。)の申込みをした利用契約者が、この改正規定実施の日から平成21年7月31日までの間に、当社が別に定める態様により、その利用契約を解除すると同時に新たにインターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅡ(プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした場合であって、平成21年10月31日までにそのインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供が

開始されたとき。

- 4 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 接続回線の
新設に関する工事（料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料
金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に
係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、
その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）
第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 5 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢ
に係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費につい
て、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払
義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 6 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約
（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に
定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料
金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。
）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の
属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インタ
ーネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜
額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第
55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして
取り扱います。
- 7 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約
（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に
定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったとき
は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の
料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るも
のに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この
場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用
については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約
（タイプⅡ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に
定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申
込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金
月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサ
ービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円
とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任
の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱いま
す。
- 9 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約
（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限
ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料
金月の翌料金月から起算して 5 ヶ月後の料金月までの間における F T T H 電話契約に係る
定額利用料（F T T H 電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第 1（基本利用料）
1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税

抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 10 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 11 この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 12 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約（タイプ V のものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧 F T T H サービス・タイプ I（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。
- 13 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 14 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 接続回線の新設に関する工事（料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に

係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 3 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限り、申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 4 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（付帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。））に限り、申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、申込みがあったときは、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 5 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（付帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限り、申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、申込みがあったときは、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 6 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第 5（付帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。））に限り、申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、申込みがあったときは、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 7 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限り、申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 ヶ月後の料金月までの間における F T T H 電話契約に係る定額利用料（F T T H 電話サービス加算額に限り、申込みをしたときは、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして

取り扱います。

- 8 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約（タイプ V のものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧 F T T H サービス・タイプ I（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間、料金表第 1（基本利用料）1（適用）16）アの規定にかかわらず、（ア）の④を適用しないものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ

いては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 28 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

F T T H サービス (タイプ II のものに限り ます。)	F T T H サービス (タイプ II (カテゴリー I のものに限ります。))のものに限り ます。)
F T T H サービス (タイプ IV のものに限り ます。)	F T T H サービス (タイプ IV (カテゴリー I のものに限ります。))のものに限り ます。)

3 平成 21 年 2 月 1 日より実施の附則第 8 項中「新たにインターネット契約 (タイプ I (プラン II のものに限ります。))又はタイプ II のものに限ります。))の申込をし、その承諾を受けたときは」とあるのを「新たにインターネット契約 (タイプ I (カテゴリー III のものを除きます。))又はタイプ II のものに限ります。))の申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは」に改めます。

4 平成 21 年 5 月 1 日より実施の附則第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約 (タイプ I (カテゴリー III のものを除きます。))を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約 (タイプ I 又はタイプ II のものに限り ます。))、F T T H 電話契約 (タイプ II (カテゴリー I のものに限ります。))のものに限り ます。))、当社のインターネット接続サ ービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

5 平成 21 年 6 月 1 日より実施の附則第 8 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約 (タイプ I (カテゴリー III のものを除きます。))を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起

算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプ I 又はタイプ II のものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリー I のものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

6 この改正規定実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリー III のものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 この改正規定実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリー III のものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年 9 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

8 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約（タイプ V のものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧 F T T H サービス・タイプ I（コース II）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。

9 この改正規定実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー II のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10 第6項又は第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡもの（カテゴリーⅡのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

11 第6項、平成20年10月1日より実施の附則第5項、平成21年5月1日より実施の附則第10項又は平成21年6月1日より実施の附則第8項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

12 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

13 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、F T T H接続回線の新設に関する工事（料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

14 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

15 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、インターネット契約

- (タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等を利用するもの(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 16 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるONU装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 17 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 18 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して5ヶ月後の料金月までの間におけるF T T H電話契約に係る定額利用料(F T T H電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額534円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 19 平成20年10月1日より実施の附則第14項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者にF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、3料金月の間、その利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- 20 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

21 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から実施します。

附則

この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 9 日から実施します。

(手続きに関する料金及び工事費の経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 IP ネットワークサービス契約約款に規定する高速 IP ネットワークサービス契約（メニュー 1 又はメニュー 2 に係るものに限り、）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 IP ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプ I 又はタイプ V のものであって、カテゴリ II のものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限り、）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

3 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 IP ネットワークサービス契約約款に規定する高速 IP ネットワークサービス契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限り、）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 IP ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプ IV（料金表第 5（付帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、K D D I 合算請求への取扱い区分の変更については、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(合算請求の取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、F T T Hサービス（タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。）の提供を受けている利用契約者は、基本契約者合算請求の取扱いの申込があったものとみなして取り扱います。
- 3 K D D I 合算請求の取扱いについては、平成 22 年 6 月以降にその請求に係る料金その他の債務が生じた場合に適用します。
(料金等の支払に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 22 年 1 月 16 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、F T T H 接続回線の新設に関する工事（料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のもの

に限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 6 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 7 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して5ヶ月後の料金月までの間におけるF T T H電話契約に係る定額利用料(F T T H電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額534円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円(当該料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものであって、料金表第1(基本利用料)1(適用)(6)欄が適用されないものに限ります。)の申込みがあったときは(この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。)、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。))について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円

(当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約(タイプ V のものを除きます。)が、当社が別に定める態様により、利用契約(附則に定める旧 F T T H サービス・タイプ I (コース II) のものに限りま)を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。

11 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約(タイプ II (カテゴリー II のものに限りま)のものに限りま)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限りま)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円(当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12 第 8 項又は第 11 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約(タイプ I (カテゴリー III のものを除きます。)又はタイプ II もの(カテゴリー II のものに限りま)に限りま)を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプ I 又はタイプ II のものに限りま)、F T T H 電話契約(タイプ II (カテゴリー I のものに限りま)のものに限りま)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13 第 8 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約(タイプ I (カテゴリー III のものを除きます。)を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプ II (カテゴリー II のものに限りま)のものに限りま)申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約(タイプ II (カテゴリー II のものに限りま)のものに限りま)の申込みがあったとき

は、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 15 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までに、F T T H 電話契約者（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、着信用通信路設定サービス、電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス
--

- 16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 17 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 14 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 接続回線の新設に関する工事（料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（手続きに関する料金及び工事費の額）（1）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。
- ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
- ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）

(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるONU装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

7 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して5ヶ月後の料金月までの間におけるF T T H電話契約に係る定額利用料(F T T H電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額534円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

8 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円(当該料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

9 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約（タイプ V のものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、この附則の第 22 項第 2 号又は第 3 号に該当する者から申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。

11 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12 第 8 項又は第 11 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ II もの（カテゴリーⅡのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプ I 又はタイプ II のものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

13 第 8 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同

一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

- 14 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 15 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までに、F T T H 電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅡ（カテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅣ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に定める F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
- ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 17 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
- ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 18 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 19 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までに、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）及び番号ポータビリティサービスの申込みがあり、当社がその F T T H 電話サービス及び番号ポータビリティサービスの提供を開始したときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 4 ヶ月間、基本利用料（非自動音声通信に係るものを除きます。）、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額（以下、この項において「合計額」といいます。）について、

1の料金月ごとに税抜額 500 円（当該料金月の合計額が税抜額 500 円に満たない場合は、合計額とします。）を減額します。

20 平成 20 年 10 月 1 日より実施の附則第 14 項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者に F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、3 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

21 平成 20 年 10 月 22 日より実施の附則第 2 項から第 5 項については、「削除」に改めます。

22 削除

23 削除

24 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

25 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 12 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 20 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 23 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 10 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 2 項中「1) 欄のアの(ア) (タイプⅡ (カテゴリーⅡのものに限ります。)のものを除きます。)」を「1) 欄のアの(ア) (タイプⅡ (カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」に改めます。
- 3 平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 3 項中「利用契約 (タイプⅢに係るものに限ります。)」を「利用契約 (タイプⅢ (カテゴリーⅠのものに限ります。)に係るものに限ります。)」に改めます。
- 4 平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 7 項中「F T T H 電話契約 (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)」を「F T T H 電話契約 (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢ (カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)」に改めます。
- 5 平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 15 項中「F T T H 電話契約者 (タイプⅠ (カテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」を「F T T H 電話契約者 (タイプⅠ (カテゴリーⅢのものに限ります。)、タイプⅡ (カテゴリーⅢのものに限ります。)、タイプⅢ (カテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅣ (カテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」に改めます。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 接続回線の新設に関する工事 (料金表第 4 (手続きに関する料金及び工事費) 2 (手続きに関する料金及び工事費の額) (1) 欄のアの(ア) (タイプⅡ (カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)、(イ)又は備考の規定に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条 (手続きに関する料金及び工事費の支払義務) 第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事 (タイプⅠ (カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。)又はタイプⅤのものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 (工事費) 1 (適用) (6) 欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条 (手続きに関する料金及び工事費の支払義務) 第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプⅢに係るものに限ります。)の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費につい

て、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 5 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 7 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の 5 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 8 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠ又はコースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）又はタイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 ヶ月後の料金月までの間における F T T H 電話契約に係る定額利用料（F T T H 電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 9 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）

における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限り、）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限り、）、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

11 前 2 項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又は F T T H 電話契約（タイプ V のものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 22 項第 2 号又は第 3 号に該当する者から申し込まれたものである場合、前 2 項に定める減額の取扱いを行いません。

12 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り、）のものに限り、）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

13 第 9 項又は第 12 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限り、）又はタイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り、）に限り、）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務

を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

14 第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

15 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

16 この改正規定実施の日から平成 22 年 8 月 31 日までに、F T T H 電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

17 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

18 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、料金表第 2（付加機能利用料）に規定する電子メール条件着信サービス又は送信電子メールウィルスチェックサービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット契約者は、第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月及びその翌料金月について、その付加機能利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、料金表第 2（付加機能利用料）に規定する電子メール条件着信サービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット契約者は、第 46 条第 1 項の規定にかかわらず、その付加機能に関する工事費の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に

係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除きます。)又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,939円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 6 この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円(その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 7 この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものであって、料金表第1(基本利用料)1(適用)(6)欄が適用されないものに限ります。)の申込みがあったとき(この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。)は、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H電話サービス加算額及び料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円(その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 8 前2項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はF T T H電話契約(タイプⅤのものを除きます。)が、当社が別に定める態様により、平成22年4月1日より実施の附則第22項第2号又は第3号に該当する者から申し込まれたものである場合、前2項に定める減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とし

ます。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第 1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)又は F T T H 電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料(料金表第 1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円(その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 11 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 12 第 6 項、第 9 項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H 電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 13 第 6 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料

金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

- 14 第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、その F T T H 電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していた F T T H 電話契約に係る F T T H 接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

- 15 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までに、F T T H 電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

- 16 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 17 この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 18 この改正規定実施の日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、料金表第 1（基本利用料）1（適用）16）アの規定にかかわらず、（ア）の④を適用しないものとします。

- 19 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 20 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、基本契約者又は利用契約者は、別記 21 の 2) の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第 6（支払証明書の発行手数料）に規定する支払証明書発

行手数料の支払いを要しません。

- 3 平成 22 年 4 月 1 日より実施の附則第 22 項から第 23 項については、「削除」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

9 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11 第6項、第8項又は第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプII(カテゴリーIのものに限ります。))のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12 第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプII(カテゴリーIIのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

13 第9項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプIVのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

- 本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。
- 14 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までに、F T T H 電話契約者（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第 2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、発信電気通信番号表示サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 15 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 1 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 17 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 18 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約

(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるONU装置等を利用するものに限り。))のものに限り。))の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限り。))について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,439円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)3(端末設備に係る料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用するものを除き。))又はカテゴリーⅢのものに限り。))の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料(インターネットサービスに係るものに限り。))について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,939円とします。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのもの除き。))のものに限り。))の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。))における定額利用料(インターネットサービスに係るものに限り。))について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円(その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、F T T H電話契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのもの除き。))又はタイプⅤのものであって、料金表第1(基本利用料)1(適用)(6)欄が適用されないものに限り。))の申込みがあったとき(この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限り。))は、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。))における利用契約に係る定額利用料(電話サービスに係るものに限り。ただし、F T T H電話サービス加算額及び料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除き。))について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円(その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、インターネット契

約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円（その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はF T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円（その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 11 第6項、第8項又は第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

- 12 第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、その

インターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

- 13 第9項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

- 14 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までに、F T T H電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第 2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して3料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 15 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第 2 項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

- 17 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 18 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 23 年 3 月 15 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

4 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

9 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円（その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11 第6項、第8項又は第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプI又はタイプIIのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプII（カテゴリーIのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

12 第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプII（カテゴリーIIのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

13 第9項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプIVのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 14 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までに、F T T H電話契約者（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第 2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 15 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ Vのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 17 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 1 又はメニュー 2 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプ I 又はタイプ V のものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 18 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（O N U 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（O N U 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

- 19 第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 20 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 23 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施の日から平成 23 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

4 この改正規定実施の日から平成 23 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 23 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそ

の提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、ます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,939円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 6 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限り、ます。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、ます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円（その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 7 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、F T T H電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限り、ます。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限り、ます。）は、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限り、ます。ただし、F T T H電話サービス加算額及び料金表第1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円（その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 8 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り、ます。）のものに限り、ます。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、ます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円（その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、インターネット契約

(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11 第6項、第8項又は第9項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

12 第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

13 第9項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の

場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までに、F T T H電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して3料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

16 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

17 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速IPネットワークサービス契約約款に規定する高速IPネットワークサービス契約（メニュー1又はメニュー2に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速IPネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

18 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速IPネットワークサービス契約約款に規定する高速IPネットワークサービス契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速IPネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又は

カテゴリーⅢのものに限ります。)

- 19 第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 20 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの各料金月（タイプⅠについては、プランⅡの適用を受けている料金月に限ります。）において、その F T T H 接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、次表のとおり取扱います。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

区分	定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります）
インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月	支払いを要しません。
インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 料金月が経過するまでの各料金月	税抜額 2,939 円

- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める O N U 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55

条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（付帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るもの限り、ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款

の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいい、第 4 項から第 6 項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
- 11 第 6 項、第 8 項又は第 9 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 12 第 6 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供

を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 13 第 9 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、その F T T H 電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していた F T T H 電話契約に係る F T T H 接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 14 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 15 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 1 又はメニュー 2 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 17 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

18 第16項及び第17項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

19 (1)の表の左欄に規定する附則の項中、同表の中央欄に規定する文言を同表の右欄に規定する文言に改め、それぞれの項の最後に、(2)の表を追加します。

(1)

附則	改め前	改め後
平成21年2月1日より実施の附則第8項	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供	次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供
平成21年10月1日より実施の附則第4項		
平成21年10月1日より実施の附則第5項		
平成21年10月1日より実施の附則第10項		
平成22年2月1日より実施の附則第12項		
平成22年4月1日より実施の附則第12項		
平成22年6月1日より実施の附則第13項		
平成22年9月1日より実施の附則第12項	インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）又はF T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供	
平成22年11月1日より実施の附則第11項		

(2)

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第2種A D S L接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）、第3種A D S L接続サービス利用契約、アクセスコンピュータ対応サービス利用契約

20 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 23 年 6 月 30 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プラン II を選択しているものに限り、）又はタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限り、）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プラン II を選択しているものであって、その F T T H 接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限り、）又はタイプ II（カテゴリー II のものに限り、）のものに限り、）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 料金月の間、その F T T H 接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
--

- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限り、）のものに限り、）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める O N U 装置等を利用するものに限り、）のものに限り、）のものに限り、）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

7 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項及び第 3 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

9 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項及び第 3 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合に

において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいい、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 11 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 12 第 7 項、第 9 項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 13 第 7 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料

金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 14 第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、その F T T H 電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していた F T T H 電話契約に係る F T T H 接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 15 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 16 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 17 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 1 又はメニュー 2 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 18 この改正規定実施の日から平成 23 年 9 月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約（メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ONU装置等を利用するものを除きます。）又は

カテゴリーⅢのものに限ります。)

- 19 第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 20 この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に定める F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 21 この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 22 この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 23 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プランⅡを選択しているものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プランⅡを選択しているものであって、その F T T H 接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 5 料金月の間、その F T T H 接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）につい

て、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

- 4 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 7 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項及び第 3 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 8 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るもの限り、第 2 項、第 3 項及び第 6 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいい、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる

申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12 第7項、第9項又は第10項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

13 第7項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14 第10項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

15 この改正規定実施の日から平成23年10月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

16 この改正規定実施の日から平成23年10月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工

事費) 1 (適用) に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 17 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までに、F T T H 電話契約者 (タイプ I (カテゴリーⅢのものに限ります。)) が料金表第 2 (付加機能利用料) に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 3 料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料 (定額利用料に限ります。)) について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 18 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、廃止済みの当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款の平成 23 年 10 月 1 日より実施の附則第 3 項に規定する取扱いを受ける者 (廃止前の当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約 (メニュー 1 又はメニュー 2 に係るものに限ります。)) を締結していたものに限ります。)) が、当社が別に定める態様により、その高速 I P ネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内 (これに順ずる区域内を含みます。)) 又は同一の建物内において新たにインターネット契約 (タイプ I 又はタイプ V のものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。)) の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 (手続きに関する料金及び工事費) 2 (料金額) に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用 (アの(エ)又はエに規定するものに限ります。)) 及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 19 この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、廃止済みの当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款の平成 23 年 10 月 1 日より実施の附則第 3 項に規定する取扱いを受ける者 (廃止前の当社的高速 I P ネットワークサービス契約約款に規定する高速 I P ネットワークサービス契約 (メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限ります。)) を締結していたものに限ります。)) が、当社が別に定める態様により、その高速 I P ネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速 I P ネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内 (これに順ずる区域内を含みます。)) 又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 (手続きに関する料金及び工事費) 2 (料金額) に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ (カテゴリーⅠ (O N U 装置等を利用するものを除きます。)) 又はカテゴリーⅢのものに限ります。))、タイプⅣ (カテゴリーⅠ (O N U 装置等を利用するものを除きます。)) 又はカテゴリーⅢのものに限ります。))

- 20 第 18 項及び第 19 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 21 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プラン II を選択しているものであって、その F T T H 接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

石川県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

3 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プラン II を選択しているものであって、その F T T H 接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）又はタイプ II（カテゴリー II のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 6 料金月の間、その F T T H 接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

4 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等を利用するものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

5 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める O N U 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）3（端末設備に係る料金等）に定める V D S L 装置等及び O N U 装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリー III のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定に

かかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 7 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限る、第 3 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 8 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 9 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限る、第 3 項及び第 6 項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 10 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金

の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいい、第4項から第6項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12 第7項、第9項又は第10項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

13 第7項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14 第10項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の

場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

15 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

16 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

17 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までに、F T T H電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して3料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

18 この改正規定実施の日から平成23年12月19日までの間において、廃止済みの当社的高速IPネットワークサービス契約約款の平成23年10月1日より実施の附則第3項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社的高速IPネットワークサービス契約約款に規定する高速IPネットワークサービス契約（メニュー1又はメニュー2に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速IPネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速IPネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（料金額）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

19 この改正規定実施の日から平成23年12月19日までの間において、廃止済みの当社的高速IPネットワークサービス契約約款の平成23年10月1日より実施の附則第3項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社的高速IPネットワークサービス契約約款に規定する高速IPネットワークサービス契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速IPネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速IPネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）2（料

金額)に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

タイプⅡ(カテゴリーⅠ(ONU装置等を利用するものを除きます。))又はカテゴリーⅢのものに限ります。)、タイプⅣ(カテゴリーⅠ(ONU装置等を利用するものを除きます。))又はカテゴリーⅢのものに限ります。)

20 第18項及び第19項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

21 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。の申込みがあったときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

3 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。の申込みがあったときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

4 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、基本工事に関する工事(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プラン II を選択しているものに限ります。）又はタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(6) 欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 7 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 8 第 3 項、第 5 項又は第 6 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 9 第 3 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 第 6 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないとき

に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 11 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、利用契約(タイプⅢのものに限ります。)の申込みがあったときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、基本工事に関する工事(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)1(適用)に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 13 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリュー(当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u(L T E)通信サービス契約約款若しくはa u(W I N)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u(L T E)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW i M A X 2 + L T Eフラットf o r D A T Aの契約者回線に係る基本使用料の減額適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u(W I N)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。)の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い(平成24年2月1日より実施の附則第3項、第4項、第5項又は第6項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 6 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 24 年 5 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 4 この改正規定実施の日から平成 25 年 6 月 30 日までの間、料金表第 1（基本利用料）1（適用）16）に定める利用料の減額について、同欄の A の（ア）の①中、「当社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス（a u パケット又は U I M サービス（タイプⅡに限ります。）を除く a u サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。）」を「当社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス（a u パケットを除く a u サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。）」に読み替えて適用します。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

- (実施時期)
- 1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（プランⅡを選択しているもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

5 この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 この改正規定実施の日から平成 24 年 8 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

8 第3項、第5項又は第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

9 第3項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 第6項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

11 この改定規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第3項、第4項、第5項又は第6項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

12 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 13 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 14 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円（その料金月の定額利用料が

税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約(タイプ I (カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプ V のものであって、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (6) 欄が適用されないものに限り。)の申込みがあったとき(この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限り。)は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(電話サービスに係るものに限り。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (16) 欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円(その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約(タイプ II (カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り。)のものに限り。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限り。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円(その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約(タイプ II (カテゴリーⅠ(料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限り。)のものに限り。)又は F T T H 電話契約(タイプ II (カテゴリーⅠのものに限り。)のものに限り。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料(料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (16) 欄の定額利用料は除きます。)並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円(その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用

料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

8 第3項、第5項又は第6項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプII(カテゴリーIのものに限ります。))のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

9 第3項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプII(カテゴリーIIのものに限ります。))の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 第6項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。))であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプIVのものに限ります。))の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

11 この改定規定実施の日から平成24年9月30日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い(第3項、第4項、第5項又は第6項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。))の終

- 了について同意があった場合、そのauスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。
- 12 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 13 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプ I 又はタイプ V のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 14 この改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 15 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 4 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、

本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 3 この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限り。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限り。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限り。）ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り。）のものに限り。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限り。）のものに限り。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限り。）のものに限り。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額

利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 この改定規定実施の日から平成24年10月31日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金

月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

11 この改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

12 この改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

13 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

14 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 25 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。

この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第 1 種 A D S L 接続サービス又は旧第 1 種 A D S L 接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第 2 種 A D S L 接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 2 種 A D S L 接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 3 種 A D S L 接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第 1 種 A D S L 接続サービス又は旧第 1 種 A D S L 接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	

第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/sから50Mb/sの品目のものに限りま	
す。）	
第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/sの品目のものに限りま	
す。）	
第3種ADSL接続サービス（50Mb/sの品目のものに限りま	
す。）	

- 3 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 4 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
ただし、F T T H接続回線の新設に関する費用に関する改正規定は、利用契約者がF T T Hサービスに係る契約の申込み又は請求を平成24年11月1日以降に実施した場合に適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限りま
- す。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限りま
- す。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円（その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
- 3 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間において、F T T H電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限りま
- す。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限りま
- す。）は、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限りま
- す。ただし、F T T H電話サービス加算額及び料金表第1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円（その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払

義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。))における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。))について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。))のものに限ります。))の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。))における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。))並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。))について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF

ＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
- 本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。
- 本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 10 この改定規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a u 減額の取扱い（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u（W I N）通信サービス契約約款若しくは a u（L T E）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の a u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする W I N シングルフラット W i M A X シンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、その a u 減額の取扱いの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプ I（プラン II のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 4 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- (1) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス利用契約を除くものであって、次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプ I（プラン II のものに限ります。）のものに限ります。）。
- (2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプ I（プラン II のものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第 1 種 ADSL 接続サービス又は旧第 1 種 ADSL 接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第 2 種 ADSL 接続サービス（コース I のものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 2 種 ADSL 接続サービス（コース II のものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 3 種 ADSL 接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第 1 種 ADSL 接続サービス又は旧第 1 種 ADSL 接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 2 種 ADSL 接続サービス（コース I のものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 2 種 ADSL 接続サービス（コース II のものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第 3 種 ADSL 接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

3 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H

サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

- 4 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第1項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランIへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、インターネット契約（タイプI（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額750円（その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 3 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、F T T H電話契約（タイプI（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプVのものであって、料金表第1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H電話サービス加算額及び料金表第1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額500円（その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイ

プⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
- 本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。
- 本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 10 この改定規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。
- 11 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
- ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 12 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
- ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 13 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

5 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプII(カテゴリーIのものに限ります。))のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプII(カテゴリーIIのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプIVのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 この改定規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

11 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

12 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

13 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第15項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

(1) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス利用契約を除くものであって、次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

(2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第1種A D S L接続サービス又は旧第1種A D S L接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第2種A D S L接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	

第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/sの品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第3種ADSL接続サービス（30Mb/sの品目のものに限ります。）	
第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス（8Mb/sから50Mb/sの品目のものに限ります。）	
第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/sから50Mb/sの品目のものに限ります。）	
第3種ADSL接続サービス（50Mb/sの品目のものに限ります。）	

14 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うFTTHサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15 当社は、本減額適用を受けているFTTH接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第13項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月17日から実施します。

（ローミングサービスに関する経過措置）

2 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年3月1日から平成25年5月31日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して

12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- (1) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。
- (2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）	税抜額 1,909 円

- 3 インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）については、その申込みが平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に行われた場合に限り、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。
- 4 本減額適用は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。
- 5 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第2項及び第3項の規定にかかわらず、その事由が生じた日の属する前料金月の末日をもって、本減額適用を終了します。
 - (1) インターネット契約の解除があったとき。
 - (2) プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記22の1)に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成25年7月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）

す。)における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があつたときは、その申出があつた日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 3 この改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであつて、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあつたとき（この改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があつたときは、その申出があつた日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあつたときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額 1,250 円その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があつたときは、その申出があつた日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあつたときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、

1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプII(カテゴリーIのものに限ります。))のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプII(カテゴリーIIのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプIVのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 この改定規定実施の日から平成25年7月31日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定

に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

11 この改正規定実施の日から平成25年7月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

12 この改正規定実施の日から平成25年7月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

13 この改正規定実施の日から平成25年7月31日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第15項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

(1) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

(2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）	税抜額 1,909 円
第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第3種ADSL接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	

す。)	
第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス(8Mb/sから50Mb/sの品目のものに限りま	税抜額 957 円
す。)	
第2種ADSL接続サービス(コースⅠのものであって、8Mb/sから50Mb/sの品目のものに限りま	
す。)	
第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものであって、50Mb/sの品目のものに限りま	
す。)	
第3種ADSL接続サービス(50Mb/sの品目のものに限りま	
す。)	

14 前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うFTTHサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15 当社は、本減額適用を受けているFTTH接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第13項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 次表に定める附則の項中、「当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限りま

す。)、第3種ADSL接続サービス利用契約、アクセスコミュファ対応サービス利用契約」について、それぞれ「当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約」に改めます。

平成21年2月1日より実施の附則第8項、平成21年10月1日より実施の附則第4項、第5項及び第10項、平成22年2月1日より実施の附則第12項、平成22年4月1日より実施の附則第12項、平成22年6月1日より実施の附則第13項、平成22年9月1日より実施の附則第12項、平成22年11月1日より実施の附則第11項、平成23年2月1日より実施の附則第11項、平成23年4月1日より実施の附則第11項、平成23年5月1日より実施の附則第11項、平成23年6月1日より実施の附則第11項、平成23年8月1日より実施の附則第12項、平成23年9月1日より実施の附則第12項、平成23年11月1日より実施の附則

第 12 項、平成 24 年 2 月 1 日より実施の附則第 8 項、平成 24 年 6 月 1 日より実施の附則第 8 項、平成 24 年 9 月 1 日より実施の附則第 8 項、平成 24 年 10 月 1 日より実施の附則第 7 項、平成 24 年 11 月 1 日より実施の附則第 7 項、平成 25 年 2 月 1 日より実施の附則第 7 項、平成 25 年 4 月 1 日より実施の附則第 7 項並びに平成 25 年 6 月 1 日より実施の附則第 7 項

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間において、インターネット契約

(タイプⅡ(カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。))のものに限ります。))又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。))並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円)を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。))のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、その

インターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改定規定実施の日から平成 25 年9月 30 日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（第2項、第3項、第4項又は第5項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

- 11 この改正規定実施の日から平成 25 年9月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成 25 年9月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 13 この改正規定実施の日から平成 25 年9月 30 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第15項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及

び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- (1) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。
- (2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）	税抜額 1,909 円
旧第 1 種 ADSL 接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 3 種 ADSL 接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
旧第 1 種 ADSL 接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第 3 種 ADSL 接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

14 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 9 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係

るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成26年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円)に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

- 8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供

を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 第 5 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、その F T T H 電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していた F T T H 電話契約に係る F T T H 接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改定規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約又は F T T H 電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a u スマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H 減額の取扱い（第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、その a u スマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H 減額の取扱いを終了します。

- 11 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する F T T H 接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 13 この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（1） 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下

この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

- (2) 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）	税抜額 957 円
旧第1種ADSL接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第3種ADSL接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第1種ADSL接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第3種ADSL接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

14 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第13項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、この附則第12項から第15項に定める部分については、平成

25年10月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成26年1月31日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間(以下、この附則第4項までにおいて「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービス(タイプI(プランIIのもの又はカテゴリーIIIのものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第4項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、(3)に定める料金額(その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約((2)に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約(タイプI(プランIIのもの又はカテゴリーIIIのものに限ります。)のものに限ります。)

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約(タイプI(プランIIのもの又はカテゴリーIIIのものに限ります。)のものに限ります。)

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス(タイプIIのものに限ります。)、旧フレッツ対応サービス(「フレッツ・ADSL」コース)、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス(事務用のものを除きます。)

(3) 料金額

		1 ユーザコードごとに月額
区分		料金額
1	2以外の料金月	税抜額 1,900円
2	この附則第5項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額 966円

3 前項に定める取扱い(以下この附則第4項までにおいて「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

4 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおり

とします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則において同じとします。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則において「減額適用開始月」といいます。）から起算して（1）に定める料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、（2）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、その料金月（（3）に定める料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u（L T E）通信サービス契約約款若しくは a u（W I N）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、その F T T H 接続回線を判定用回線として指定した a u スマートバリューの適用を受ける場合は、この限りではありません。

（1）料金月

区分	料金月	
1 タイプⅠのもの	ア イ以外の場合	30 料金月
	イ この附則第 2 項に定める減額適用の取扱いを受ける場合	24 料金月
2 タイプⅡのもの	20 料金月	

（2）料金額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
1 タイプⅠのもの	税抜額 934 円
2 タイプⅡのもの	税抜額 934 円

（3）除外対象料金月

減額適用開始月から起算して 6 料金月が経過するまでの各料金月

- 6 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
- 7 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 5 項の（1）に定める料金額の日割りを行います。
- 8 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ

ます。

- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 10 平成24年2月14日から実施の附則第2項について、次のように改めます。

2 この改定規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、インターネット契約又はF T T H電話契約の申込みがあり、その申込みの際し、a uスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款若しくはa u（L T E）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、F T T H減額の取扱い（平成24年2月1日より実施の附則第3項、第4項、第5項又は第6項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのa uスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、F T T H減額の取扱いを終了します。

- 11 平成24年6月1日から実施の附則第11項及び平成24年9月1日から実施の附則第11項中「a u減額の取扱い（当社のa u通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）」を「a uスマートバリュー」に、それぞれ改めます。

- 12 平成24年10月1日から実施の附則第10項、平成25年2月1日から実施の附則第10項、平成25年4月1日から実施の附則第10項、平成25年6月1日から実施の附則第10項、平成25年8月1日から実施の附則第10項及び平成25年10月1日から実施の附則第10項中「a u減額の取扱い（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款若しくはa u（L T E）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）」を「a uスマートバリュー」に、それぞれ改めます。

- 13 平成24年6月1日から実施の附則第11項、平成24年9月1日から実施の附則第11項、平成24年10月1日から実施の附則第10項、平成25年2月1日から実施の附則第10項、平成25年4月1日から実施の附則第10項、平成25年6月1日から実施の附則第10項、平成25年8月1日から実施の附則第10項及び平成25年10月1日から実施の附則第10項中「そのa u減額の取扱い」を「そのa uスマートバリュー」に、それぞれ改めます。

- 14 平成24年10月25日から実施の附則第2項及び平成25年1月1日から実施の附則第2項中「定額利用料（インターネットサービス（タイプI（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）」を「定額利用料（インターネットサービス（タイプI（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。この附則第4項までにおいて同じとします。）」に、それぞれ改めます。

- 15 平成24年10月25日から実施の附則第4項及び平成25年1月1日から実施の附則第4

項について、それぞれ次のように改めます。

4 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランIへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 平成25年4月1日から実施の附則第13項、平成25年6月1日から実施の附則第13項、平成25年8月1日から実施の附則第13項及び平成25年10月1日から実施の附則第13項中「定額利用料（インターネットサービス（タイプI（プランIIのもの又はカテゴリーIIIのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）」を「定額利用料（インターネットサービス（タイプI（プランIIのもの又はカテゴリーIIIのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第15項までにおいて同じとします。）」に、それぞれ改めます。

17 平成25年4月1日から実施の附則第15項、平成25年6月1日から実施の附則第15項、平成25年8月1日から実施の附則第15項及び平成25年10月1日から実施の附則第15項について、それぞれ次のように改めます。

15 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第13項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランIへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

18 平成25年10月1日から実施の附則第2項から第5項及び第10項から第12項中「平成25年11月30日まで」を「平成26年1月31日まで」に、それぞれ改めます。

19 平成25年10月1日から実施の附則第13項中「平成25年11月30日まで」を「平成25年10月31日まで」に、それぞれ改めます。

附則

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）（10）欄に規定する料金

の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてF T T Hサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、

当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいてF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 11 この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間（以下、この附則第16項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第16項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、(3)に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、そのF T T H接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるF T T Hサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（(2)に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス又は旧第3種ADSL接続サービス

(3) 料金額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
1 2 以外の料金月	税抜額 1,900 円
2 この附則第 17 項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額 966 円

13 前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プラン I へのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 12 項の(3)に定める料金額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I 又はタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則第 20 項までにおいて同じとします。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第 20 項までにおいて「減額適用開始月」といいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 20 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプ I 又はタイプ II のものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに、(1)に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、その料金月（(2)に該当する料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u（L T E）通信サービス契約約款若しくは a u（W I N）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、その F T T H 接続回線を判定用回線として指定した a u スマートバリューの適用を受ける場合は、この限りではありません。

(1) 料金額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
1 タイプ I のもの	税抜額 934 円

(2) 除外対象料金月

減額適用開始月から起算して3料金月が経過するまでの各料金月

- 18 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
- 19 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第17項の(1)に定める料金額の日割りを行います。
- 20 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 21 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- (その他)
- 22 平成24年2月14日から実施の附則第2項中「a uスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款若しくはa u（L T E）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A X シンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）」を「a uスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款若しくはa u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW i M A X 2 + L T E フラット f o r D A T A の契約者回線に係る基本使用料の減額適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I N シングルフラットW i M A X シンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）」に改めます。
- 23 平成25年11月1日から実施の附則第5項中「以下この附則第6項までにおいて」を「以下この附則において」に改めます。
- 24 平成25年11月1日から実施の附則第5項中ただし書きについて、次のように改めます。
ただし、その料金月（(3)に定める料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款若しくはa u（W I N）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、そのF T T H接続回線を判定用回線として指定したa uスマートバリューの適用を受ける場合は、この限りではありません。
- 25 平成25年11月1日から実施の附則第5項第3号について、次のように改めます

(3) 除外対象料金月

減額適用開始月から起算して6料金月が経過するまでの各料金月

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、当社の a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E 契約の申込みがあり当社が承諾した場合 (その申込みの際し、次表に定める適用条件 1 の全てを満たす場合に限り。)、その L T E サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月 (以下この附則において「適用開始月」といいます。) から起算して 12 料金月が経過するまでの間 (以下この附則において「減額対象期間」といいます。)、次表に定める適用条件 2 の全てを満たす F T T H 接続回線に係る定額利用料 (インターネットサービスに係るものに限り。以下この附則において同じとします。) について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに、次表に定める料金額 (その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。) を減額する取扱い (以下この附則において「本減額適用」といいます。) を行います。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 適用開始月の初日までの間に、その L T E 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものを除きます。) 又は L T E サービスの利用の一時休止があったとき。
- (2) その F T T H 接続回線に係る判定用回線 (本減額適用の適用の可否を判断するための、次表の適用条件 1 を満たす L T E サービスの契約者回線をいいます。以下この附則において同じとします。) が、既に他の F T T H 接続回線に係る判定用回線として取り扱われているとき。
- (3) その F T T H 接続回線について、この約款に定める A D S L からの移行を条件とする減額適用 (この約款に定める、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約の解除と同時に申込みインターネット契約に係る定額利用料の減額適用 (当社が別に定めるものに限り。) をいいます。以下同じとします。) 又は当社が別に定めるところによる F T T H サービスの料金の減額適用 (当社が別に定めるものに限り。) を受けているとき。

適用条件 1	<p>ア その申込みの際し、当社が指定する方法により、別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>イ 基本使用料の料金種別として、L T E フラット f o r T a b 又は L T E ダブル定額 f o r T a b を選択すること。</p>
適用条件 2	<p>ア 平成 24 年 11 月 30 日以前に、その F T T H 接続回線について、F T T H サービス (タイプ I 又はタイプ II に係るものに限り。) の提供を開始していること。</p> <p>イ 平成 26 年 1 月 21 日において、その F T T H 接続回線について、インターネットサービス (タイプ I 又はタイプ II に係るものに限り。) の提供を受けていること。</p> <p>ウ 平成 26 年 1 月 21 日において、その F T T H 接続回線を判定用回線として指定した a u スマートバリューの申出を当社又は特定事業者が承諾していないこと。</p> <p>エ その契約者名義が、申込みのあった L T E 契約に係る契約者名義と同一のもの (当社が別に定める基準に該当するものを含みます。) であること。</p>
料金額	税抜額 1,500 円

3 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、インターネット契約の解除があった場合は、減額対象期間内であっても、契約解除のあった日をもって、本減額適

用を廃止します。

この場合、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における前項に定める料金額の日割りを行います。

- 4 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成26年4月30日までの間において、インターネット契約(タイプIのものに限ります。)の申込み(その申込みに係るF T T H接続回線の終端の設置場所が宮城県の区域内であるものに限ります。)があり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間(以下この附則第4項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、そのF T T H接続回線に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。以下この附則第4項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、次表に定める料金額(その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。以下この附則第4項までにおいて同じとします。)を、当社が別に定める方法により減額する取扱い(以下この附則第4項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

1ユーザコードごとに月額

料金額	税抜額 500円
-----	----------

- 3 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、インターネット契約の解除があった場合は、減額対象期間内であっても、契約解除のあった日をもって、本減額適用を廃止します。

この場合、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における前項に定める料金額の日割りを行います。

- 4 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 平成26年2月1日から実施の附則第12項のただし書き中「この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用」を「そのF T T H接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるF T T Hサービスの料金の減額適用」に、平成26年2月5日から実施の附則第2項のただし書き(3)中「F T T Hサービスの料金の減額適用」を「F T T Hサービスの料金の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)」に、それぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(6) 欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約

(タイプⅡ(カテゴリーⅠ(料金表第1(基本利用料)1(適用)(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はF T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料(インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)1(適用)(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにF T T H電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに税抜額1,250円(その料金月の定額利用料が税抜額1,250円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのF T T H接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのF T T H接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7 第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、F T T H電話契約(タイプⅡ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約(タイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第2項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合(インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、

当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいて第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成26年6月30日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限り、申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 11 この改正規定実施の日から平成26年6月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限り、申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成26年6月30日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間（以下、この附則第16項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限り、）のものに限り、）に係るものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、(3)に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、そのF T T H接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるF T T Hサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（(2)に定めるインターネット接続サービスに係るものに限り、）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限り、）のものに限り、）。

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限り、）のものに限り、）。

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限り、）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス又は旧第3種ADSL接続サービス

(3) 料金額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
1 2以外の料金月	税抜額 1,900 円
2 この附則第 17 項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額 966 円

13 前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プラン I へのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 12 項の(3)に定める料金額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17 この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプ I 又はタイプ II（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則第 20 項までにおいて同じとします。）のものに限り）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第 20 項までにおいて「減額適用開始月」といいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 20 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプ I 又はタイプ II のものに限り））について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに、(1)に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、その料金月（(2)に該当する料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u（L T E）通信サービス契約約款若しくは a u（W I N）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、その F T T H 接続回線を判定用回線として指定した a u スマートバリューの適用を受ける場合は、この限りではありません。

(1) 料金額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
1 タイプ I のもの	税抜額 934 円
2 タイプ II のもの	税抜額 934 円

(2) 除外対象料金月

減額適用開始月から起算して3料金月が経過するまでの各料金月

- 18 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
- 19 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第17項の(1)に定める料金額の日割りを行います。
- 20 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 21 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(基本機能及び付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の基本機能又は付加機能の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の付加機能を請求したものとみなし、その提供を受けるものとします。

電子メール	電子メールサービス
ホームページ	ホームページサービス
メールアドレス追加サービス	電子メールサービス
ホームページ公開サービス	ホームページサービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページサービス

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 平成25年11月1日から実施の附則第6項、平成26年2月1日から実施の附則第14項及び第18項、平成26年2月5日実施の附則第3項、平成26年3月1日から実施の附則第3項並びに平成26年4月1日から実施の附則第14項及び第18項中「契約の解除があった日の前日」を「契約の解除があった日」にそれぞれ改めます。
- 5 平成26年4月1日から実施の附則第2項及び第4項中「そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」にそれぞれ改めます。
- 6 平成26年4月1日から実施の附則第3項中「そのF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのF T T H電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」に改めます。
- 7 平成26年4月1日から実施の附則第5項中「そのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」に改めます。

- 8 平成 26 年 4 月 1 日から実施の附則第 7 項中「居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて F T T H サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数」を「居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。
- 9 平成 26 年 4 月 1 日から実施の附則第 8 項中「解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数」を「解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第 2 項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。
- 10 平成 26 年 4 月 1 日から実施の附則第 9 項中「解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数」を「解除前に締結していた F T T H 電話契約に基づいて第 5 項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。

附則

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 3 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 3 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日

の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所

において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第2項、第4項又は第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約
--

- 8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第2項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいて第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成26年10月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 11 この改正規定実施の日から平成26年10月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成26年10月31日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間（以下、この附則第16項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡの

ものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第 16 項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに、(3) に定める割引額 (その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用 (当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約 ((2) に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内 (これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約 (タイプ I (プラン II のもの又はカテゴリ III のものに限ります。)又はタイプ II (カテゴリ II のものに限ります。))のものに限ります。)

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約 (タイプ I (プラン II のもの又はカテゴリ III のものに限ります。)又はタイプ II (カテゴリ II のものに限ります。))のものに限ります。)

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス (タイプ II のものに限ります。)、旧フレッツ対応サービス (「フレッツ・ADSL」コース)、旧第 1 種 ADSL 接続サービス、旧第 2 種 ADSL 接続サービス) 又は旧第 3 種 ADSL 接続サービス
--

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

13 前項に定める取扱い (以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プラン I へのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ

ます。

- 17 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込があったときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定により支払いを要することとされる F T T H サービスに係る料金について、1 の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の F T T H サービスに係る料金が割引額に満たない場合は、F T T H サービスに係る料金とします。）を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

- (1) その F T T H 電話契約の申込みと同時に（F T T H 電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。）にインターネット契約の申込みがあったとき。
- (2) その F T T H 電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 420 円

- 18 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 F T T H 電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
2 インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。

- 19 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 13 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 平成 25 年 4 月 17 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

- 4 平成 26 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 10 項、第 11 項、第 12 項及び第 17 項中「この改正規定実施の日から平成 26 年 9 月 30 日まで」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日まで」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
- 4 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ II（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

- 8 第 2 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係る F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第 2 項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 第 5 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないとき

に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいて第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間において、利用契約(タイプⅢのものに限ります。)の申込みがあったときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 11 この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間において、利用契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 12 この改正規定実施の日から平成27年11月30日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間(以下、この附則第16項までにおいて「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービス(タイプⅠ(プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第16項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、(3)に定める割引額(その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約((2)に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約(タイプⅠ(プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約(タイプⅠ(プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ(カテゴリーⅡのものに限り

ます。)のものに限ります。)

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス(タイプⅡのものに限ります。)、旧フレッツ対応サービス(「フレッツ・ADSL」コース)、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス)又は旧第3種ADSL接続サービス

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

13 前項に定める取扱い(以下この附則第16項までにおいて「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第12項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17 この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間において、インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間(以下この附則第20項までにおいて「減額対象期間」といいます。)における定額利用料(インターネットサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第20項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、次表に定める割引額(その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,210 円

18 当社は、前項に定める取扱い(以下この附則第20項までにおいて「本減額適用」といいます。)を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって本減額適用を終了します。

19 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終

了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

20 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

21 この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間において、インターネット契約（タイプIのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める適用開始月から起算して24料金月が経過するまでの間（以下この附則第22項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプIのものに限ります。以下この附則第22項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第22項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。
イ	そのインターネットサービスに係る契約者名義及びF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。
ウ	そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して7料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

(2) 適用開始月

区分	適用開始月
ア イ以外の場合	当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日以前に、当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した場合	インターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

22 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月の前料金月をもって本減額適用を終了します。

23 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間において、(1)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 6 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに、(3)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（(2)に定めるインターネット接続サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）又は当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ 2 のものに限ります。）に係るものを除きます。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約又は一般メタルプラス電話契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約又は一般メタルプラス電話契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。

(2) インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第 1 種 ADSL 接続サービス、旧第 2 種 ADSL 接続サービス又は旧第 3 種 ADSL 接続サービス

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

3 前項に定める取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

4 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 プラン I へのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

5 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りをを行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ II（カテゴリー I（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定により支払いを要することとされる F T T H サービスに係る料金について、1 の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の F T T H サービスに係る料金が割引額に満たない場合は、F T T H サービスに係る料金とします。）を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

(1) その F T T H 電話契約の申込みと同時に（F T T H 電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。）にインターネット契約の申込みがあったとき。

(2) その F T T H 電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 500 円

8 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 F T T H 電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
2 インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本

減額適用の対象とします。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

10 平成 26 年 7 月 1 日から実施の附則第 12 項中「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日まで」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日まで」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

3 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、F T T H 電話契約（タイプ I（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプ V のものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、F T T H 電話契約の解除の申出があったときは、その申出

があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 5 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料は除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

- 6 前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、その F T T H 接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、F T T H 電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行う F T T H サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、F T T H 電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

8 第2項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第2項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 第5項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたF T T H電話契約に係るF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたF T T H電話契約に基づいて第5項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

11 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定するF T T H接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

12 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第15項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第15項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,210 円

13 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第15項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の

解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって本減額適用を終了します。

14 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

15 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

16 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅠのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める減額対象期間、定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠのものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第17項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第17項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。
イ	そのインターネットサービスに係る契約者名義及びF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。
ウ	そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して7料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

(2) 減額対象期間

区分	適用開始月
ア 当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅠ若しくはプランⅡ又はカテゴリⅢの適用を受けている場合	適用開始月（当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第17項までにおいて同じとします。）から起算して24料金月が経過するまでの間
イ 当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅢの適用を受けている場合	適用開始月から起算して23料金月が経過するまでの間

(3) 割引額

ア 前号の区分アに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ 前号の区分イに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) (イ)以外の間	税抜額 1,400 円
(イ) そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

17 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

18 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 24 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

(F T T H サービスの利用期間に関する経過措置)

2 平成 27 年 2 月 28 日以前に契約移転を行った場合（その契約移転の種類が、料金表第 1（基本利用料）1（適用）（4）欄に定めるものである場合に限り、）同（4）欄の A の規定にかかわらず、その F T T H サービスの利用月数は、次表のとおりとします。

区分	F T T H サービスの利用月数
(1) (2)以外の場合	平成 26 年 4 月 30 日以前に行った最後の契約移転の移転後契約に係る F T T H サービスの基本利用料課金開始月（同（4）欄に定めるものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）からその料金月（その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約の解除があったときは、その契約解除日の属する料金月とします。）までの月数を通算したものとします。
(2) 平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までの間に契約移転を行っ	左欄の期間に行った最後の契約移転の移転前契約に係る F T T H サービスの基本利用料課金開始月からその料金月（その F T T H 接続回線に係る全ての利用契約の解除があったとき

た場合	は、その契約解除日の属する料金月とします。)までの月数を通算したものとします。
-----	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成 27 年 6 月 30 日までの間において、F T T H 電話契約 (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込があったときは、当社がその F T T H 電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間 (以下この附則第 4 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、この約款の規定により支払いを要することとされる F T T H サービスに係る料金について、1 の料金月ごとに、次表に定める割引額 (その料金月の F T T H サービスに係る料金が割引額に満たない場合は、F T T H サービスに係る料金とします。)を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

- (1) その F T T H 電話契約の申込みと同時に (F T T H 電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。)にインターネット契約の申込みがあったとき。
 - (2) その F T T H 電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。
- 1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 500 円

- 4 当社は、前項に定める取扱い (以下この附則第 4 項までにおいて「本減額適用」といいます。)を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) F T T H 電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
(2) インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までの F T T H サービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。

- 5 この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、インターネット契約 (タイプⅠ (カテゴリーⅢのもの除きます。)のものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月から起算して 12 料金月が経過するまでの間 (プランⅢの適用を受ける料金月に限ります。以下この附則第 6 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、定額利用料 (インターネットサービス (プランⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第 6 項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、1 の料金月ごとに次表に定める割引額 (その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 55 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用 (当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 400 円

6 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

7 次表に定める申込期間に、それぞれ同表に定めるインターネット契約の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約について、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限り、）次表に定める減額対象期間、定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、）以下この附則第8項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、1の料金月ごとに次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 申込期間及びインターネット契約の種類

申込期間	インターネット契約の種類
この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間	タイプⅠ（プランⅡ又はカテゴリⅢのものに限り、）又はタイプⅡ（カテゴリⅡのものに限り、）
この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間	タイプⅠ（プランⅢのものに限り、）

(2) 適用条件

ア そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第8項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。
イ そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

(3) 変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限り、）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス又は旧第3種ADSL接続サービスに係るものに限り、）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ2のものに限り、）に係るものを除きます。）
--

(4) 減額対象期間

区分	減額対象期間
ア イ以外の場合	そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けている場合	そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第 8 項までにおいて「適用開始月」といいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間

(5) 割引額

ア 前号の区分アに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ 前号の区分イに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) 適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,400 円
(イ) 適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
(ウ) 適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

8 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(経過措置)

9 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 10 平成 26 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項「この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間」に改めます。
- 11 平成 27 年 2 月 1 日から実施の附則第 16 項中「次表に定める適用開始月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 22 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における」を「次表に定める減額対象期間」に改めます。
- 12 平成 27 年 2 月 1 日から実施の附則第 16 項の第 2 号及び第 3 号について、それぞれ次のように改めます。

(2) 減額対象期間

区分	適用開始月
ア 当社が(1)に定める申込書及び書類の	適用開始月（当社が(1)に定める申込書及

確認を完了した日において、プランⅠ若しくはプランⅡ又はカテゴリⅢの適用を受けている場合	び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第17項までにおいて同じとします。)から起算して24料金月が経過するまでの間
イ 当社が(1)に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅢの適用を受けている場合	適用開始月から起算して23料金月が経過するまでの間

(3) 割引額

ア 前号の区分アに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ 前号の区分イに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) (イ)以外の間	税抜額 1,400 円
(イ) そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して13料金月から24料金月の間	税抜額 1,700 円

13 平成27年2月1日から実施の附則第17項について、それぞれ次のように改めます。

17 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

14 この約款の附則中、次表の左欄に定める料金表第1(基本利用料)1(適用)の欄の規定について、それぞれ同表の右欄の規定に改めます。

区分	本減額適用の適用
1) 欄	(1) 欄
1) の 2 欄	(2) 欄
2) 欄	(3) 欄
2) の 2 欄	(4) 欄
2) の 3 欄	(5) 欄
2) の 4 欄	(6) 欄
3) 欄	(7) 欄
3) の 2 欄	(8) 欄
3) の 3 欄	(9) 欄
4) 欄	(10) 欄
5) 欄	(11) 欄

6) 欄	(12) 欄
7) 欄	(13) 欄
8) 欄	(14) 欄
9) 欄	(15) 欄
10) 欄	(16) 欄
11) 欄	(17) 欄
12) 欄	(18) 欄
13) 欄	(19) 欄
14) 欄	(20) 欄
15) 欄	(21) 欄

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(定額利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、(1)に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。）、それぞれ(2)に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、(3)に定める減額対象定額利用料について、1の料金月ごとにそれぞれ(3)に定める割引額（その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）
減額適用Ⅱ	F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第 1（基本利用料）1（適用）(6)欄が適用されないものに限ります。）
減額適用Ⅲ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）
減額適用Ⅳ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠ（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(10)欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又は F T T H 電話契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）

(2) 減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間

減額適用Ⅱ	そのF T T H電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して30料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して24料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して24料金月が経過するまでの間

(3) 減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額 (税抜額)
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750円
減額適用Ⅱ	F T T H電話サービスに係る定額利用料（F T T H電話サービス加算額及び料金表第1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）	500円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）1（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）並びにF T T H電話サービス加算額の合計額	1,250円

- 3 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第3項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	F T T H電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

- 4 第2項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第4項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次表に定めるサービスに係る利用契約以下この第4項において「移転後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのF T T Hサービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第2項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額1,250円を乗じて得た額を、移転後契約のF T T Hサービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）若しくはF T T H電話サービス（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

- 5 第2項に定める減額適用（減額適用Ⅰに限ります。）を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約（以下この第5項において「変更前契約」といいます。）を解除すると同時に、そのF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）

以下この第5項において「変更後契約」といいます。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用Iを受けた月数を除いた月数に税抜額1,250円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。

6 第2項に定める減額適用(減額適用IVに限ります。)を受けている場合(インターネット契約を締結していない場合に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、そのF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約(タイプIVのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのF T T H電話契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用IVを受けた月数を除いた月数に税抜額1,250円を乗じて得た額を還元します。

7 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、利用契約(タイプⅢのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、利用契約(タイプIであって、カテゴリⅢのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。

ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。

9 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、インターネット契約(タイプIに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合(その申込みに関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。)、適用開始月((1)に定める審査完了日の属する料金月の翌料金をいいます。以下この附則第10項までにおいて同じとします。)から起算して23料金月が経過するまでの間(以下この附則第10項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、インターネットサービスに係る定額利用料(タイプIであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第10項までにおいて同じとします。)について、(2)に定める割引額(その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第44条(定額利用料の支払義務)及び第55条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 本減額適用(本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第10項までにおいて同じとします。)に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

イ そのインターネットサービスに係る契約者名義及びF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して7料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

エ 当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第 10 項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア イ以外の間	税抜額 1,400 円
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(定額利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、(1)に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。）、それぞれ(2)に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、(3)に定める減額対象定額利用料について、1の料金月ごとにそれぞれ(3)に定める割引額（その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限りません。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）
減額適用Ⅱ	F T T H 電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタ

	イプVのものであって、料金表第1（基本利用料）1（適用）（6）欄が適用されないものに限ります。）
減額適用Ⅲ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリⅡ又はカテゴリⅢのものに限ります。）
減額適用Ⅳ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリⅠ（料金表第1（基本利用料）1（適用）（10）欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又はF T T H電話契約（タイプⅡであって、カテゴリⅠのものに限ります。）

（2） 減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して30料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅱ	そのF T T H電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して30料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して24料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又はF T T H電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して24料金月が経過するまでの間

（3） 減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額 （税抜額）
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750円
減額適用Ⅱ	F T T H電話サービスに係る定額利用料（F T T H電話サービス加算額及び料金表第1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料を除きます。）	500円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及びF T T H電話サービスに係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）1（適用）（16）欄の定額利用料を除きます。）並びにF T T H電話サービス加算額の合計額	1,250円

- 3 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第3項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているF T T H接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	F T T H電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

- 4 第2項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第4項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次

表に定めるサービスに係る利用契約以下この第4項において「移転後契約」といいます。)の申込みがあり、当社がそのF T T Hサービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第2項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、移転後契約のF T T Hサービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス (タイプI又はタイプIIのものに限ります。)若しくはF T T H電話サービス (タイプIIであって、カテゴリーIのものに限ります。)又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

- 5 第2項に定める減額適用 (減額適用Iに限ります。)を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約 (以下この第5項において「変更前契約」といいます。)を解除すると同時に、そのF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約 (タイプIIであって、カテゴリーIIのものに限ります。以下この第5項において「変更後契約」といいます。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用Iを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。
- 6 第2項に定める減額適用 (減額適用IVに限ります。)を受けている場合 (インターネット契約を締結していない場合に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、そのF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約 (タイプIVのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのF T T H電話契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用IVを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を還元します。
- 7 この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、利用契約 (タイプIIIのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第 4 (手続きに関する料金及び工事費)に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 8 この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、利用契約 (タイプIであって、カテゴリーIIIのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第 4 (手続きに関する料金及び工事費)に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。
ただし、第 46 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。
- 9 この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、インターネット契約 (タイプIに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合 (その申込みに関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。)、適用開始月 ((1)に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。)から起算して 23 料金月が経過するまでの間 (以下この附則第 10 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、インターネットサービスに係る定額利用料 (タイプIであって、プランIIIに係るものに限ります。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。)について、(2)に定める割引額 (その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条 (定額利用料の支払義務)及び第 55 条 (責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア	本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定める F T T H サービス取扱所に提出すること。
イ	そのインターネットサービスに係る契約者名義及び F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。
ウ	そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 4 料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定める F T T H サービス取扱所に提出すること。
エ	当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第 9 項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

11 この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠであって、プランⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 12 項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 12 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 12 項までにおいて同じとします。）について、(3)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取

り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第12項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込みされたものであること。

イ そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

ウ インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第1種ADSL接続サービス、旧第2種ADSL接続サービス又は旧第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ2のものに限ります。）に係るものを除きます。）

(3) 割引額

ア 前号の区分アに該当する場合

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) 適用開始月から起算して11料金月の間	税抜額 1,800円
(イ) 適用開始月から起算して12料金月から23料金月の間	税抜額 1,700円
(ウ) 適用開始月から起算して24料金月目	税抜額 1,600円

12 当社は、本減額適用を受けているFTTH接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

13 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(定額利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプ I であって、プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金をいいます。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 3 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプ I であって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）について、(3)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。

イ そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して 6 料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

ウ インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）、旧第 1 種 ADSL 接続サービス、旧第 2 種 ADSL 接続サービス又は旧第 3 種 ADSL 接続サービスに係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ 2 のものに限ります。）に係るものを除きます。）

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) 適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,800 円
(イ) 適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
(ウ) 適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

3 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとし

ます。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(定額利用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降、(1)に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合(減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。)、それぞれ(2)に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、(3)に定める減額対象定額利用料について、1の料金月ごとにそれぞれ(3)に定める割引額(その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条(定額利用料の支払義務)及び第 55 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。))のものに限り。
減額適用Ⅱ	F T T H 電話契約(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものを除きます。))又はタイプⅤのものであって、料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (6) 欄が適用されないものに限り。
減額適用Ⅲ	インターネット契約(タイプⅡであって、カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限り。)
減額適用Ⅳ	インターネット契約(タイプⅡであって、カテゴリーⅠ(料金表第 1 (基本利用料) 1 (適用) (10) 欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。))のものに限り。又は F T T H 電話契約(タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限り。)

(2) 減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅱ	その F T T H 電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から

	起算して 30 料金が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 24 料金が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又は F T T H 電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して 24 料金が経過するまでの間

(3) 減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額 (税抜額)
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750 円
減額適用Ⅱ	F T T H 電話サービスに係る定額利用料（F T T H 電話サービス加算額及び料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料を除きます。）	500 円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250 円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及び F T T H 電話サービスに係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）1（適用）(16) 欄の定額利用料を除きます。）並びに F T T H 電話サービス加算額の合計額	1,250 円

- 3 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第 3 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けている F T T H 接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	F T T H 電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

- 4 第 2 項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第 4 項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次表に定めるサービスに係る利用契約以下この第 4 項において「移転後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がその F T T H サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第 2 項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、移転後契約の F T T H サービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）若しくは F T T H 電話サービス（タイプⅡであって、カテゴリⅠのものに限ります。）又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

- 5 第 2 項に定める減額適用（減額適用Ⅰに限ります。）を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約（以下この第 5 項において「変更前契約」といいます。）を解除すると同時に、その F T T H 接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリⅡのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインタ

ーネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用Ⅰを受けた月数を除いた月数に税抜額1,250円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。

- 6 第2項に定める減額適用（減額適用Ⅳに限ります。）を受けている場合（インターネット契約を締結していない場合に限ります。）であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのF T T H電話契約を解除すると同時に、そのF T T H接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのF T T H電話契約に基づく第2項に定める減額対象期間から減額適用Ⅳを受けた月数を除いた月数に税抜額1,250円を乗じて得た額を還元します。
- 7 この改正規定実施の日以降、利用契約（タイプⅢ（コースⅠ又はコースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。
ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 8 この改正規定実施の日以降、利用契約（タイプⅠであって、カテゴリⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。
ただし、第46条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 9 この改正規定実施の日から平成27年10月31日までの間に、インターネット契約（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、（1）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（（1）に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第10項までにおいて同じとします。）から起算して23料金月が経過するまでの間（以下この附則第10項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第10項までにおいて同じとします。）について、（2）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

（1）適用条件

ア 本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第10項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

イ そのインターネットサービスに係る契約者名義及びF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して4料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

エ 当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第9項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10 当社は、本減額適用を受けている F T T H 接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

(定額利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限り、）、適用開始月（(1)に定める審査完了日の属する料金月の翌料金をいいます。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）から起算して 23 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 3 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）について、(2)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定める F T T H サービス取扱所に提出すること。
イ そのインターネットサービスに係る契約者名義及び F T T H 接続回線の終端の設置場

所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して4料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるF T T Hサービス取扱所に提出すること。

エ 当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第3項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

3 当社は、本減額適用を受けているF T T H接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

4 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠであって、プランⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、(1)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第5項までにおいて同じとします。）から起算して24料金月が経過するまでの間（以下この附則第5項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第5項までにおいて同じとします。）について、(3)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第5項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。

イ そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して6料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

ウ インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

(2) 変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ADSL」コース）又は旧第2種ADSL接続サービス又は係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ2のものに限ります。）に係るものを除きます。）

(3) 割引額

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア) 適用開始月から起算して11料金月の間	税抜額 1,800円
(イ) 適用開始月から起算して12料金月から23料金月の間	税抜額 1,700円
(ウ) 適用開始月から起算して24料金月目	税抜額 1,600円

5 当社は、本減額適用を受けているFTTH接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
(2) プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(その他)

2 平成27年9月1日から実施の附則第7項中、「利用契約（タイプⅢのものに限ります。）」を「利用契約（タイプⅢ（コースⅠ又はコースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）」

に改めます。

附則

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 18 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(基本利用料の減額適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に請求する F T T H サービスの料金その他の債務については、改正前の規定に基づき「K D D I まとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額の取扱いを行います。

附則

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 28 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

附則

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 19 日から実施します。

(プラン種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表の左欄の F T T H サービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の F T T H サービスの提供を受けているものとみなします。

F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅠに限ります。)に限ります。)に限ります。)	F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅠ (プランⅠに限ります。)に限ります。)に限ります。)
F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅡに限ります。)に限ります。)に限ります。)	F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅠ (コースⅡ (プランⅠに限ります。)に限ります。)に限ります。)
F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅡに限ります。)に限ります。)	F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅡ (プランⅠに限ります。)に限ります。)に限ります。)
F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅢ (コースⅡに限ります。)に限ります。)に限ります。)	F T T H サービス (タイプⅡ (カテゴリーⅢ (コースⅡ (プランⅠに限ります。)に限ります。)に限ります。)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 11 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 13 日から実施します。

(プラン種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、次表の左欄の基本契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の基本契約を締結しているものとみなします。

基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅠ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅡに限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅢ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 18 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 14 日から実施します。

(公衆無線 LAN サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している公衆無線 LAN サービスに係る料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、次のとおりとします。

公衆無線 LAN サービスに係る付加機能利用料の適用	(1) 公衆無線 LAN サービス (以下この附則において「本付加機能」といいます。)は、インターネット契約者 (タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。)に限り提供します。						
	(2) 本付加機能に係る定額利用料は、次表のとおりとします。。						
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>定額利用料</td><td>1 ユーザ ID ごとに</td><td>税抜額 300 円</td></tr></tbody></table>	区分	単位	料金額	定額利用料	1 ユーザ ID ごとに	税抜額 300 円
区分	単位	料金額					
定額利用料	1 ユーザ ID ごとに	税抜額 300 円					
	(3) 本付加機能は、通信を行うためのインターネット契約者の認証において IEEE802.1X に規定する方式を使用します。						
	(4) インターネット契約者は、1 のユーザ ID につき 1 の移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。						
	(5) 本付加機能は、ソフトバンク株式会社又はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。						
	(6) 本付加機能に係る通信については、最大 11.0Mbit/s までの符号伝送が可能なものとなります。						
	(7) 本付加機能に係る通信については、インターネット契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続との間において行うことができます。						
	(8) インターネット契約者は、当社がそのインターネット契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出ていただきます。						
	(9) 当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11b 又は IEEE802.1X に規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。						
	(10) 当社は、第 55 条 (責任の制限)に規定するほか、本付加機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。						

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 29 年 7 月 31 日から実施します。

附則

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。